

令和 6 年度

第 3 期中之条町子ども・子育て支援事業計画

第 1 期中之条町こどもの貧困対策推進計画

令和 7 年 3 月

中 之 条 町

はじめに

「こども基本法」（令和4年法律第77号）第10条により、市町村は「こども大綱」（令和5年12月）を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることになっております。



「こども大綱」をみると、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、“こどもまんなか社会”を目指していることがわかります。

中之条町では、これまで「子育て応援宣言」に基づき施策や事業を推進してまいりましたが、“こどもまんなか社会”を実現するためには考え方や施策を拡充する必要があります。そこで、次のように内容を検討しながら「こども計画」の策定を目指します。

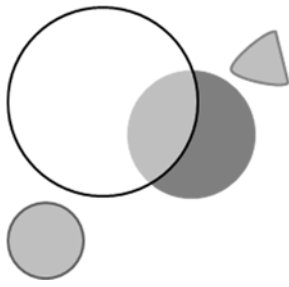
まず、今回は、教育・保育サービスや子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保方策を見直した「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画」と、新たに「第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。次に仕事と子育ての両立や、女性へ偏っている家事及び子育て負担等の対応を内容とする「少子化対策計画」と、児童虐待、ネット上のいじめ及びニート等を内容とする「子ども・若者計画」の策定を検討いたします。

町は、引き続き「子育て応援宣言」のもと、こどもをまんなかにおいた地域づくりを実現してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、ニーズ調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、子ども・子育て会議委員の皆様、関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

中之条町長 外丸 茂樹



目 次



第 1 編 総則

1-1	基本理念と基本目標	1
1-2	こどもに関する施策又は事業	4
1-3	今後の計画策定方針	20
1-4	事業推進体制	21

第 2 編 第 3 期中之条町子ども・子育て支援事業計画

2-1	計画の概要	22
2-2	教育・保育提供区域の設定	24
2-3	量の見込みと確保方策	
(1)	家庭類型の算定	25
(2)	教育・保育サービスにおける量の見込み及び確保方策	30
(3)	地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保方策	33

第 3 編 第 1 期中之条町こどもの貧困対策推進計画

3-1	計画の概要	49
3-2	基本理念と基本目標	51
3-3	施策又は事業	52

資料編

資料 1	中之条町子ども・子育て会議要綱	56
資料 2	中之条町子ども・子育て会議委員名簿	58
資料 3	中之条町のデータ	59
資料 4	ニーズ調査から見る状況	68

第Ⅰ編 総則

Ⅰ－Ⅰ 基本理念と基本目標

（Ⅰ）基本理念

「子育て 応援宣言！」

人口減や少子高齢化が進行する中、町を活性化するためには、こどもが、町の中で元気に遊び、学び、その声が聞こえる。これが理想ではないでしょうか。

そのためには、子育て世代となる若者の考えを聞き、若者が仕事と子育てを両立できるようみんなで応援していきましょう。

第Ⅰ期計画から「婚活・結婚・出産・育児」を応援し、出会いの場づくりから子育てまで総合的な対策や支援に取り組んできましたが、その効果の発現には時間を要しています。

よって、基本理念は継承して施策や事業を進めるとともに、新たな社会問題への対応、こどもや若者が自らの意欲と能力を活かせる支援を行い、こどもを産み育てたいと考えられる”こどもまんなか社会”づくりを進めていきます。

(2) 基本目標

	7つの基本目標	ライフステージ				
		青 壮 年 期	新 生 児 期	(幼稚園、 乳幼児期 保育所等)	(学 童 期 小 学 生 程 度)	(思 春 期 中 高 生 程 度)
1	保育から教育へ切れ目ない取り組み → (第2編) 第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画					
	こどもをまんなかに据え、教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を充実し、保育所、幼稚園、こども園及び学校まで切れ目なく取り組みます。		○	○	○	
2	こどもと親の保健医療の充実 → (関連) 第3次中之条町いきいき元気プラン					
	妊娠中から乳幼児期には、こどもと親における心身の健康が重要です。中之条町では、これまでの事業をきめ細やかに、そして継続的に実施します。	○	○	○		
3	こどもを生み育てる環境づくり → (今後策定予定) 第1期少子化対策推進計画					
	町の活性化には、こどもの声が重要です。そのためには、次代の社会を担うこどもを安心して生み、育てることができる環境づくりに努めます。	○	○	○		
4	こどもの貧困の解消にむけた対策 → (第3編) 第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画					
	こどもが貧困によって多様な経験の機会を得られないことや、権利を害されて社会から孤立することがないよう努めます。	○	○	○	○	○
5	こども・若者の健やかな成長 → (今後策定予定) 第1期子ども・若者計画					
	児童虐待、ひとり親家庭、いじめ等の社会的な問題によらず、こどもや若者が社会生活を円滑に営むことができるよう努めます。				○	○
6	障がい児施策の充実 → (別冊) 第3期中之条町障がい児福祉計画					
	障がい児への対応に努めることは国際的な流れです。中之条町では、障がい児福祉計画等と調和を図りながら、施策や事業に取り組みます。		○	○	○	○
7	こどもを育てやすいまちづくり					
	上の目標を達成するため、住まい、公共交通、交通安全や防犯対策等の社会環境にも配慮します。	○	○	○	○	○

※表中のライフステージには基本目標が対象とする主な期間に「○」をつけました。「○」がついていない期間も対象とする施策や事業もあります。

(3) 施策体系

基本理念	基本目標		(基本目標を実現するための施策)	
子育て応援宣言！	1	保育から教育へ切れ目ない取り組み	①	教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援の充実
			②	学校教育の充実
			③	保護者の支援
	2	こどもと親の保健医療の充実	①	妊娠から乳幼児期のサポート
			②	小児医療の充実
	3	こどもを生み育てる環境づくり	①	出合いの場の創出
			②	不妊治療の支援
			③	経済的な支援
			④	多様な働き方への対応
	4	こどもの貧困の解消にむけた対策	①	教育支援の充実
			②	生活支援の充実
			③	経済的な支援
	5	こども・若者の健やかな成長	①	児童虐待の防止
			②	ひとり親家庭の支援
			③	思春期の学び
			④	家庭や地域力の向上
			⑤	食育の推進
	6	障がい児施策の充実	①	教育・保育の充実
			②	障がい児福祉サービスの充実
			③	経済的支援とその他支援
	7	こどもを育てやすいまちづくり	①	居住環境の向上
			②	交通環境の向上
			③	施設のバリアフリー化
			④	交通安全運動の推進
			⑤	防犯対策

1-2 こどもに関する施策又は事業

基本目標1

保育から教育へ切れ目ない取り組み

① 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
1	幼稚園における子育て支援の充実	地域の実状に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を充実します。	こども未来課
2	保育所等における子育て支援の充実	保育に欠けるご家庭のお子さんの育児等の支援を行います。	こども未来課
3	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。対象児童は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児。	こども未来課
4	こども家庭センター	母子保健・児童福祉が一体となり健康の保持・増進に関する支援のほか、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を切れ目なく行い、相談支援体制の強化を図ります。	住民福祉課 保健環境課
5	地域子育て相談機関	相談の敷居が低く、気軽に立ち寄り日常会話の延長で気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所として整備します。こども家庭センター等と連携、調整を行います。	住民福祉課 保健環境課
6	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	中之条幼稚園内にセンターを設置し、子育て家庭等に対する育児不安等について相談指導、情報提供等の支援を行います。	こども未来課
7	妊婦健康診査事業	安全な出産に向け、妊婦一般健康診査受診券を発行し、妊娠の継続を支援します。	保健環境課
8	新生児・乳児訪問指導	保健師等が家庭へ訪問して、子育て期にある親が安心して過ごせるよう、正しい知識の普及と、不安の軽減を図ります。	保健環境課
9	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師や保育士が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言により、養育能力を向上させるための支援を行います。	保健環境課
10	一時預かり事業 (幼稚園の延長預かり保育)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、幼稚園において、一時的に預かりを行う事業。	こども未来課
11	保育所の一時保育	急な事情等で一時的に保育が困難となった時に、子育て支援として保育所等で受け入れを行います。	こども未来課

No.	施策又は事業	内 容	担当課
12	病児保育事業（病児・病後児保育）	保育所に通う児童が病中（病気の快復に至っていないが当面病状の急変のおそれがない状態）又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難な場合に、保護者が一時的な理由により保育が困難な場合は、病院等に設置された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。	住民福祉課 こども未来課
13	ミニファミリー・サポート・センター事業の支援	育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。民間事業者との連携を図り事業を推進します。	住民福祉課
14	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業。	こども未来課
15	利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	住民福祉課 保健環境課
16	放課後児童クラブ（学童保育所）の充実 「学童保育所ろばの子クラブ」、「学童保育ひまわり」、「六合学童保育所」	勤務等の都合で昼間保護者のいない児童を対象に放課後児童の健全育成と安全確保のために、生活・教育・保育・施設環境等を整え提供します。	住民福祉課
17	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問して、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	住民福祉課 保健環境課
18	親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング等）	悩みや不安を抱える保護者と児童に、講義、グループワークやロールプレイ等を通じ、情報提供、相談及び助言します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者が情報交換できる場を設け、親子間の適切な関係の構築を図ります。	住民福祉課 こども未来課
19	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業。	住民福祉課
20	一時、援助、トワイライト事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりを行う事業。	住民福祉課

② 学校教育の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
21	学校・幼稚園の給食費の無償化	小中学校と幼稚園の給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を緩和します。	こども未来課
22	学校等給食費補助事業	町内在住で特別支援学校に通学する園児・児童・生徒の給食費について、保護者負担がある場合は補助金を交付します。	こども未来課
23	英語検定料補助事業	中学生及び高校生世代が英検を受験する際、対象となる種類及び回数により受験料を補助します。	こども未来課
24	学力向上対策	確かな学力を保障する学習指導充実のために、学力調査等の結果を活用するとともに、学力向上特配教員や学習支援員を配置し、きめ細かな学習指導の充実に努めます。	こども未来課
25	外部人材の導入	コミュニティ・スクールを活用し、学校教育活動へ、外部の人材を積極的に導入し、きめ細かな指導の充実を図ります。	こども未来課
26	道徳教育の推進と教員の指導力の確保	道徳教育の推進、教員の指導力の向上に努めます。	こども未来課
27	公立小中学校にスクールカウンセラー等の相談員を配置	児童生徒たちが悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう相談員を配置します。	こども未来課
28	文化活動や芸術鑑賞の機会の充実	こどもたちが本物の文化芸術に触れ、創造活動に参加することにより、感受性豊かな人間としての育成を図ります。	こども未来課
29	運動部活動等を通じた生涯スポーツの基礎づくり及び体力向上に資する事業	運動部活動を通じ、こどもたちがスポーツの楽しさ、爽快感、達成感等を体験する機会をつくり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に努めます。	こども未来課
30	運動・スポーツ活動を楽しめる環境づくり	こどもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツの楽しさを気軽に楽しむことのできる環境について、学校・地域・家庭等が総合的に取り組みます。	生涯学習課 こども未来課
31	教職員研修機会の充実	生徒指導や教育相談に関する各種研修会等の充実を図り、教員の資質向上を図ります。	こども未来課
32	保育所・幼稚園と小学校の連携強化	こどもが保育所・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、連携を強化します。	こども未来課
33	教育相談体制	幼児、児童・生徒の心と体の健全な育成と教育の充実のために、相談体制の充実を図ります。	こども未来課
34	相談員による相談事業	スクールカウンセラーや教育相談員等による相談事業の充実を図ります。 多様な相談機会の提供を図ります。	こども未来課
35	日本語サポート教室「未来」の充実	外国人子女及び帰国子女等、日本語を理解できずに日常生活や学習に支障をきたしているこどもたちのために、日本語を指導する教室を開室します。	こども未来課
36	教育支援センター「虹」の充実	「虹」において、小学校、中学校に在籍する学校不適応児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰や社会的自立に向けて援助します。	こども未来課

③ 保護者の支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
37	放課後子ども教室	中之条小学校放課後子ども教室において、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、地域の方々に指導者やボランティアとして参加していただき、こどもたちの様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施します。	住民福祉課
38	育児サークルの活動支援	子育てサークルの育成や活動費の補助を実施し、母親の仲間づくりを支援し、活動を促進します。	住民福祉課
39	子育てボランティア及び主任児童委員等への支援	「ふれあい広場」、イベント企画・情報伝達等の支援を行います。	住民福祉課
40	低年齢児保育事業	保育所における低年齢児（0歳～2歳）の受け入れ拡大を図ります。	こども未来課
41	幼児教育・保育無償化事業	令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化を拡充し、3歳未満の保育料の無償化や幼稚園の給食費の無償化を継続・実施します。	こども未来課
42	第3子以降保育料無料化補助事業	認可外保育所等に通う第3子以降の保育料の無料化を実施します。	住民福祉課
43	子育てひろば「はッピー」管理運営事業	子育てひろば「はッピー」を充実し、乳幼児の遊び場を確保することで、保護者やこどもの交流を促進します。	住民福祉課
44	子育てサイトの運営	少子化対策として、子育て応援サイトを運営し、情報内容を充実し、発信していきます。	住民福祉課
45	子育て相談員	経験豊富な相談員がこどもに関する全般的な相談に応えます。総合的な視点から適切な対応ができるよう各種相談窓口の連携強化を図ります。	住民福祉課
46	教育内容及び方法の充実	幼児の成長の様子や大人たちの関わり方、幼稚園の果たす役割等について理解を深めるため、保護者と交流を図り幼児教育の充実に役立てます。	こども未来課

① 妊娠から乳幼児期のサポート

No.	施策又は事業	内 容	担当課
47	育児支援事業（ぷちくらぶ・すくすく広場）	子育ての情報提供の場及び親と子がふれあえる集いの場として、定期的に育児支援を行います。	保健環境課
48	子育てサポーター	健診等の母子保健事業において、保護者をサポートする子育てサポーターを育成し支援を推進します。	保健環境課
49	すこやか健康委員	母子保健事業の研修等を経て、行政と地域のパイプ役として、地域の子育て中の家族の相談、サポートを行います。	保健環境課
50	子育てモバイルサービスの充実	子育てモバイルサービス「なかのん☆子育て応援サイト」により、予防接種や乳児検診・遊び場や子育て情報を、充実し発信します。	保健環境課
51	妊婦のための支援給付	妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて、出産・育児等の相談や情報提供を行い、必要な支援につなげていきます。	保健環境課
52	産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や産後の家事や育児の負担軽減のため、必要のある世帯に対して町が委託した事業者からヘルパーを派遣しサポートします。（妊娠中～出産後12か月）	保健環境課
53	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない総合的な子育て支援を行います。 （こども家庭センター設置後はそちらへ移行）	保健環境課
54	妊娠期～産婦期の助産師訪問指導事業	妊娠中及び産婦期にある者が安心して過ごせるよう、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。	保健環境課
55	産後ケア事業	産後～4か月までの母子を対象に、助産師による授乳指導、育児相談等のサポートが受けられます。（12か月まで利用可能）	保健環境課
56	母子健康手帳の交付及び妊婦健診等受診票発行	妊娠届出により母子健康手帳・妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健診受診票等を行います。	保健環境課
57	妊婦の禁煙とその家族の喫煙に対する指導・教育	妊婦やその家族等の「喫煙」に対する健康障害への影響等について指導・教育を行います。	保健環境課
(8)	新生児・乳児訪問指導	再 掲	保健環境課
58	訪問等による育児相談・支援等の実施	保健師や助産師等が、訪問等による育児相談・支援等を実施します。	保健環境課
59	「母と子の健康相談」事業	妊娠中から安心して過ごせるように、発達・成長にあわせた相談を通じて母親を継続的に支援し、いつでも相談できる体制づくりを行います。	保健環境課
60	未熟児等訪問指導	未熟児等の親に対して心のケアを行うと共に、今後の育児等についての相談や育児指導等を訪問して行います。	保健環境課
61	初回産科受診料補助	初回に産科を受診した費用の補助をします。	保健環境課

No.	施策又は事業	内 容	担当課
62	乳幼児健康診査	4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・2歳児・2歳6か月・3歳児を対象とした乳幼児健康診査を行います。	保健環境課
63	乳幼児健康相談	6か月児、12～13か月児を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士等が健康相談を行ないます。	保健環境課
64	子育てのびっこ相談	ことば等について言語聴覚士が相談を行います。	保健環境課
65	予防接種	感染症の発生・まん延の予防を図るため、定期予防接種を推進します。	保健環境課
66	任意予防接種の補助	インフルエンザ・コロナ・おたふく等の任意予防接種の接種費用を補助します。	保健環境課
67	両親学級	妊婦とその夫や家族を対象とした妊娠・出産・育児・栄養に関する講義や実習、及び仲間づくりの場とし実施します。	保健環境課
68	幼児期の歯の健康づくりと推進	12～13か月児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。 また、歯科健診に合わせ、希望者へのフッ素塗布を実施します。	保健環境課
69	幼児フッ素塗布事業	就学前のう歯予防を目的に、町立幼稚園・保育所の歯科健診に合わせ、希望者へのフッ素塗布を実施します。	保健環境課
70	妊婦歯科健診事業	妊婦に対し、自己負担無しで町内歯科医院にて健診を受けられます。	保健環境課
71	乳幼児突然死症候群予防対策	妊娠の届出・健診・相談等において、乳幼児突然死症候群の予防対策を推進します。	保健環境課
72	事故予防のパンフレット作成、配布	乳幼児健康診査会場等にて、事故防止のパンフレットの配布と説明を行います。	保健環境課
73	のびっこ健診 (5歳児就学前健診)	年度内に5歳になるお子さんを対象に、社会性等5歳児なりの成長の確認・支援を行います。お子さんが通っている町立幼稚園・こども園・保育所で行います。	保健環境課
74	妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	保健環境課

② 小児医療の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
75	子ども福祉医療費給付事業	医療保険加入者で中之条町に在住する児童への医療費助成制度を充実します。	住民福祉課
76	小児救急医療体制	町内各医療機関と連携し、小児科医の確保、医療体制の確立や情報の提供に努めます。	保健環境課

① 出会いの場の創出

No.	施策又は事業	内 容	担当課
77	婚活支援事業	少子化対策として、結婚の促進を目的とした独身男女の健全な出会いの場を提供する事業を実施する団体等に、補助金を交付します。	住民福祉課
78	同窓会支援事業	少子化対策の一環として、町内の小中学校の卒業生が満20歳になる年度から満40歳になる年度の学年で開催する同窓会に補助金を交付します。	住民福祉課
79	結婚新生活支援事業	新婚夫婦が生活を始めるための経済的負担を軽減するため、住居費やリフォーム費用及び引越し費用の一部を補助します。	住民福祉課

② 不妊治療の支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
80	不妊治療費助成事業	不妊治療にかかった費用を助成します。 また、不妊で悩んでいる町民に、必要に応じ専門機関等を紹介します。	保健環境課

③ 経済的な支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
81	少子化対策助成金支給の拡充	こどもを出産した方への「出産祝金」や「乳児おむつ等購入費助成金」等の支給により子育て支援を図ります。	住民福祉課

④ 多様な働き方への対応

No.	施策又は事業	内 容	担当課
82	家庭への啓発	セミナー等の広報活動を通じ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備によって、働きやすい職場づくりの啓発活動に努めます。	地域共創課 観光商工課
(2)	保育所等における子育て支援の充実	再 掲	こども未来課
(10)	一時預かり事業 (幼稚園の延長預かり保育)	再 掲	こども未来課
(11)	保育所の一時保育	再 掲	こども未来課
(14)	延長保育事業	再 掲	こども未来課
(16)	放課後児童クラブの充実	再 掲	住民福祉課
(37)	放課後子ども教室	再 掲	住民福祉課
(40)	低年齢児保育事業	再 掲	こども未来課

この内容は、「第3編 第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画」と重複するので、主な施策又は事業を示します。

① 教育支援の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
83	小中学生への食生活学習	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。	こども未来課
84	親子食育教室	小学生と保護者を対象に講話や調理実習を実施し、望ましい食育を推進します。	保健環境課
85	不登校、いじめ等の問題に関するカウンセリング	情報交換・交流・各種相談事業等関係機関との連携を図りながら、不登校やいじめの問題に対して、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな対応を推進します。	こども未来課
(24)	学力向上対策	再 掲	こども未来課
(27)	公立小中学校にスクールカウンセラー等の相談員を配置	再 掲	こども未来課

② 生活支援の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
(6)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)	再 掲	こども未来課
(13)	ミニファミリー・サポート・センター事業の支援	再 掲	住民福祉課
(49)	すこやか健康委員	再 掲	保健環境課

③ 経済的な支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
86	児童扶養手当の支給	国の制度に基づき、父母の離婚や死亡等の理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	住民福祉課
87	児童手当の支給	国の制度に基づき、高校生相当までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。	住民福祉課
88	要保護・準要保護児童生徒就学援助金	経済的な理由で小学校・中学校への就学が困難な家庭について、こどもが安心して勉強できるよう学用品や修学旅行費等を援助します。	こども未来課
89	母子(父子)家庭等福祉医療費給付事業	母子(父子)家庭の親と子を対象とした医療費の自己負担分助成による経済的支援です。	住民福祉課
(21)	学校・幼稚園の給食費の無償化	再 掲	こども未来課
(23)	英語検定料補助事業	再 掲	こども未来課
(41)	幼児教育・保育無償化事業	再 掲	こども未来課
(42)	第3子以降保育料無料化補助事業	再 掲	住民福祉課
(75)	子ども福祉医療費給付事業	再 掲	住民福祉課

① 児童虐待の防止

No.	施策又は事業	内 容	担当課
90	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会で、児童虐待、要支援家庭、特定妊婦について各ケースを把握し、児童相談所や警察、教育、医療、保健、福祉等の関係機関と連携して支援しています。	住民福祉課 こども未来課 保健環境課
91	被害児童へのカウンセリング等の支援促進	児童虐待の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進します。	住民福祉課 こども未来課 保健環境課
92	北部児童相談所と保健・医療機関との連携強化	北部児童相談所による巡回相談の実施とともに、適切な療育サービスを提供できるよう関係機関との連携強化に努めます。	住民福祉課 こども未来課
(38)	育児サークルの活動支援	再 掲	住民福祉課 こども未来課
(47)	育児支援事業（ぷちくらぶ・すくすく広場）	再 掲	保健環境課

② ひとり親家庭の支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
(89)	母子(父子)家庭等福祉医療費給付事業	再 掲	住民福祉課

③ 思春期の学び

No.	施策又は事業	内 容	担当課
93	性や性感染症・心の健康に関する知識の普及	学校・家庭・地域の連携による性や性感染症・心の健康に関する教育を推進します。	保健環境課 こども未来課
94	10代の飲酒・喫煙等の防止	保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、飲酒及び喫煙の防止に関する教材の配布及び指導を行い、10代の飲酒・喫煙防止の徹底に努めます。	こども未来課
95	職場体験学習等によるキャリア教育の推進	地元事業所の協力を得て職場体験学習を実施する等、地域の教育力を活用し、進路や生き方について考え、勤労意識の高揚を図ります。	こども未来課
96	乳幼児ふれあい体験事業	結婚機運醸成を目的として、吾妻中央高校の生徒を対象に乳幼児とのふれあい体験事業を実施します。	住民福祉課

No.	施策又は事業	内 容	担 当 課
97	喫煙、薬物乱用防止教育	(喫煙や薬物乱用防止に係わる教育を行っています。)	(学校にて実施)
(33)	教育相談体制	再 掲	こども未来課
(34)	相談員による相談事業	再 掲	こども未来課
(85)	不登校、いじめ等の問題に関するカウンセリング	再 掲	こども未来課

④ 家庭や地域力の向上

No.	施策又は事業	内 容	担 当 課
98	幼稚園地域交流事業	幼稚園の開放を進める等、交流活動やPTA活動の活性化を推進します。	こども未来課
99	学校施設の地域住民への開放	地域ぐるみでたくましい心豊かな児童生徒の育成を目的に、学校施設を地域住民に開放します。	こども未来課
100	家庭教育に関する講座	幼稚園等において家庭教育に関する講座を実施します。	中央公民館
101	総合型地域スポーツクラブ「KEYAKI」の充実	体力や年齢、技術、興味等に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができるよう生涯スポーツ社会の実現を目指します。	生涯学習課
102	図書館等における学習活動の支援	図書館事業の充実を図り、多様な学習活動を支援します。	中央公民館
103	コミュニティ・スクール関連事業	地域学校協働本部事業により、地域ボランティアの協力により、学校教育の充実を図ります。	こども未来課
104	コンビニエンスストアにおける未成年者に対する非行・被害防止対策	青少年育成推進委員会の調査員が、町内にあるコンビニエンスストアへ定期的に調査・見回りを実施し、青少年の非行・被害防止及び健全育成を図ります。	生涯学習課
105	出会い系サイト等による犯罪被害防止対策	被害防止教室や教育関係者、プロバイダ等を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。	生涯学習課
106	アウトメディアの推進	こどもたちの健康と安全を守るため、家族との団らんの時間を増やし、メディアへの接触を減らす「アウトメディア推進委員会」が、学校・地域と連携して推進します。	生涯学習課

⑤ 食育の推進

No.	施策又は事業	内 容	担当課
107	学校保健・給食	一人一人の児童・生徒が、健康の保持・増進ができるよう援助します。学校給食の献立を工夫し、充実を図ります。	こども未来課
108	乳幼児期における食育事業	健診・相談等の場において、望ましい乳幼児期の栄養や食習慣の形成を推進します。	保健環境課
109	未就学児食育教室	未就学児と保護者を対象に、講座や調理実習を実施し、望ましい食育を推進します。	保健環境課
110	郷土料理教室	郷土料理を作り伝え、郷土の素材・味を伝承するため、調理実習等を実施します。	保健環境課
111	食育推進ボランティア (食生活改善推進員)	食育事業・食育教室において、きめ細やかな食育の推進を図るため、食生活改善推進員の養成・育成を行います。	保健環境課
(83)	小中学生への食生活学習	再 掲	こども未来課
(84)	親子食育教室	再 掲	保健環境課

第3期中之条町障がい児福祉計画のうち、主な施策又は事業を示します。

① 教育・保育の充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
112	障がい児教育の充実	障がいをもつ児童・生徒が、その個性や能力を最大限に伸ばし、社会的自立が図れるよう特別支援教育の充実を図るとともに、学校や地域との連携を強化し、理解や協力体制を確立します。 障がいや発達の遅れがある児童・生徒の状況に対応して適切な特別支援学級の配置を推進し、就学援助等障がい児の保護者が抱える教育負担の軽減に努めます。	こども未来課
113	障がい児保育事業	保育従事者の療育に関する専門知識の向上を図るとともに、障がい児に対する保育内容の充実に努めます。	こども未来課
114	保育所や幼稚園等における障がい児の受け入れ	通園施設等で療育訓練の効果があり、集団における保育が望ましい乳幼児に対しては、保育所や幼稚園等と連携しながら、発達段階に応じた施設利用の相談を行い、受け入れを図ります。	こども未来課
115	通級による指導の充実	通常の学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる通級学級の充実を図ります。	こども未来課
116	LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症等のあるこどもに対する総合的な教育支援体制の整備	通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症のある児童生徒に対して総合的な教育支援体制を整備します。	こども未来課
117	放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ	学童保育所において障がい児の受け入れを図ります。	住民福祉課
118	進路指導の推進	障がいのある生徒の社会自立を推進するため、進路指導の充実を図ります。	こども未来課
119	学校施設・設備の改善	学校施設や設備のバリアフリー化に努めます。	こども未来課

② 障がい児福祉サービスの充実

No.	施策又は事業	内 容	担当課
120	児童発達支援	通所利用の未就学の児童に対して、身近な療育の場を提供し、日常生活動作指導や集団生活への適応訓練を実施します。	住民福祉課
121	医療型児童発達支援	未就学児（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び訓練・治療を行います。	住民福祉課
122	放課後デイサービスの充実	学校授業終了後や休業日に生活能力の向上や社会との交流促進のために必要なサービスを提供します。	住民福祉課
123	保育所等訪問支援事業	保育所等を現在利用中の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	住民福祉課
124	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。	住民福祉課
125	福祉型児童入所支援	障害児入所施設に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。	住民福祉課
126	医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	住民福祉課
127	障がい児相談支援	障害児通所支援を利用とする障がい児に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整等の支援を行います。	住民福祉課
128	医療的ケアを要する障がい児のコーディネーターの配置人数	医療的ケアを要する障がい児は、多分野にわたる支援を必要とするので、支援やサービスを利用する際の調整を行い、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。	住民福祉課

③ 経済的支援とその他支援

No.	施策又は事業	内 容	担当課
129	重度心身障害者福祉医療費給付事業	重度の障がいのある児童（者）の医療費の自己負担分を給付し経済的負担を軽減します。	住民福祉課
130	特別児童扶養手当	国の制度に基づき、精神や身体に障がいのある満20歳未満の児童を監護する父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	住民福祉課
131	特別支援学校児童生徒就学援助金	特別支援学校に通学している児童生徒に就学援助金を支給します。	こども未来課
132	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に入級している児童生徒の就学を援助するため、一定所得要件に該当する保護者に奨励費を支給します。	こども未来課
133	教育支援委員会の充実	心身に障がいのある児童の就学について協議する「教育支援委員会」の指導内容の充実を図ります。	こども未来課
(92)	北部児童相談所と保健・医療機関との連携強化	再 掲	住民福祉課 こども未来課

① 居住環境の向上

No.	施策又は事業	内 容	担当課
134	定住促進	住宅取得に係る費用の一部の補助や住宅リフォームに対する補助等を行い、定住を促進します。	地域共創課 観光商工課

② 交通環境の向上

No.	施策又は事業	内 容	担当課
135	道路交通環境整備	カーブミラーや道路照明・防護柵等の設置等を整備して行きます。	建設課
136	スクールバスの運行充実	スクールバスによる児童や生徒の送迎を継続するとともに、運行の充実を図ります。	こども未来課
137	公共交通輸送機関の充実	鉄道やバス等の利用しやすい環境づくりに努めます。	地域共創課 建設課

③ 施設のバリアフリー化

No.	施策又は事業	内 容	担当課
138	交通バリアフリー基本構想の検討	障がいを持つ児童や家族等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ります。	地域共創課 建設課
139	ユニバーサルデザインによるトイレの設置	公園等の施設に障がい児やこども連れでも利用しやすいトイレの整備等を図ります。	建設課

④ 交通安全運動の推進

No.	施策又は事業	内 容	担当課
140	交通安全教育	保育所、幼稚園、小学校及び中学校において交通安全教育を推進します。	こども未来課
141	チャイルドシートの着用の徹底	吾妻地区交通安全推進本部においてチャイルドシートの着用を徹底します。	防災安全課 (警察署)
142	交通指導員等による交通事故等防止	歩行者に関わる防犯・交通事故を未然に防ぐため、通学路の交通指導や各種行事の際の交通整理、誘導を行います。	防災安全課 こども未来課

⑤ 防犯対策

No.	施策又は事業	内 容	担当課
143	中之条地域安全パトロール 「見守り隊」の支援	地域老人クラブの協力により、児童の下校時の安全を見守ります。	こども未来課
144	街路灯、防犯灯の整備	各地区に街路灯や防犯灯の整備を促進します。	防災安全課 観光商工課
145	関係機関・団体との情報交換	こどもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。	防災安全課 こども未来課 生涯学習課 (警察署)
146	パトロール活動	防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールを実施します。	防災安全課 (警察署)
147	「子ども安全協力の家」の普及・促進	「子ども安全協力の家」の普及を促進し、こどもが気軽に立ち寄れる環境づくりに努めます。	防災安全課 (警察署)
148	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯を装着して地域の自主防犯パトロール隊により登下校時におけるこどもの見守り活動を実施します。	生涯学習課

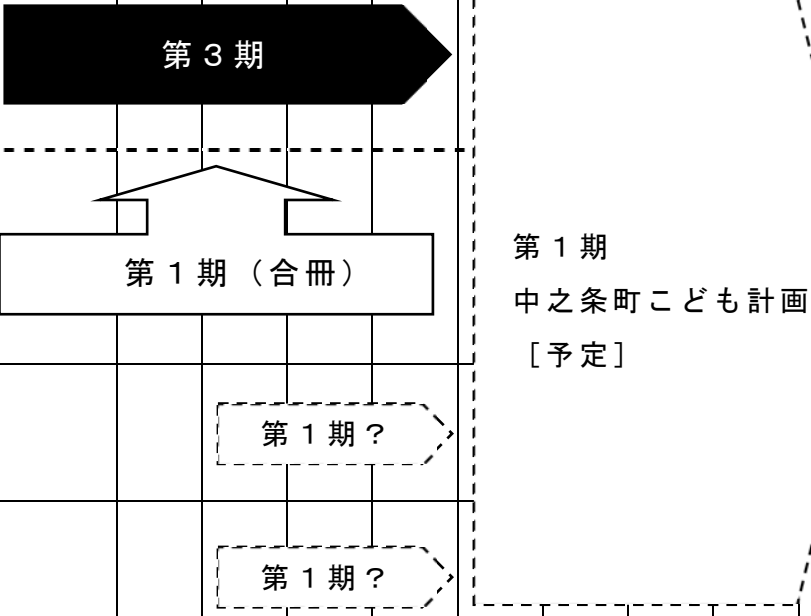
Ⅰ－３ 今後の計画策定方針

今回、中之条町では、第２期を見直した「第３期子ども・子育て支援事業計画」の策定に合わせて、「第１期こどもの貧困対策推進計画」を策定し合冊しました。

「こども基本法」（令和５年４月施行）では、「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、様々な計画（下表）と一体として作成することができます。

したがって、中之条町では、町内の状況、個々の計画の必要性及び群馬県の動向を勘案し、令和１１年度に「第１期中之条町こども計画」の作業を行い、令和１２年度に策定することを予定します。

なお、「次世代育成支援対策推進法」（第９条）に基づく「次世代育成推進行動計画」は、本計画に包含されています。

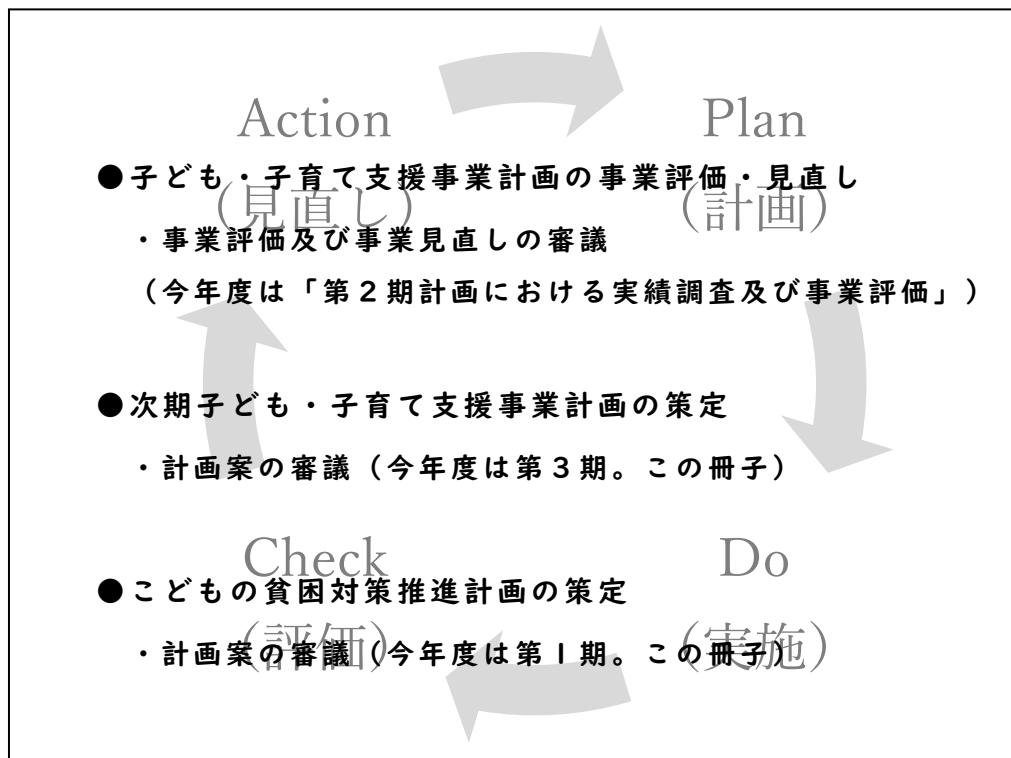
こども計画に関係する計画	令和７年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
子ども・子育て支援事業計画										
こどもの貧困対策推進計画										
子ども・若者計画										
少子化対策計画										

この間、個別計画は必要に応じて個別に策定する。なお、子ども・若者計画及び少子化対策計画が策定された時点で、「第１期中之条町こども計画」とし、令和１２年に策定される計画を「第２期」とすることもある。

Ⅰ－４ 事業推進体制

（１） 子ども・子育て会議による進捗管理

子ども・子育て会議において、Check（評価）－Action（見直し）－Plan（計画）にかかる次の事項を進捗管理します。



（２） 計画及び事業等の周知

① 町民への周知

◆ 中之条町公式ＨＰによる周知

本計画を公式ホームページに掲載するとともに、計画で位置づけた施策や事業を各課のページでお知らせしていきます。

◆ 概要版配布による周知

本計画の概要版を毎戸配布して周知を図ります。

② 事業者及び職員への周知

子ども・子育て会議の委員を通じて、計画及び事業等の周知を図ります。

第2編 第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画

2-1 計画の概要

(1) 策定趣旨

子ども・子育て支援事業計画の内容は、教育・保育サービスの量の見込み並びに提供体制の確保と、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保にむけ、必要事項を計画に定めます。

中之条町では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、今年度（令和6年度）で5年目になるため見直しが必要になりました。

よって、令和7年を初年度とする第3期計画の見直しに当たっては、昨年度（令和5年度）町が実施した「第3期中之条町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」及びその他データを踏まえて策定します。

(2) 根拠法

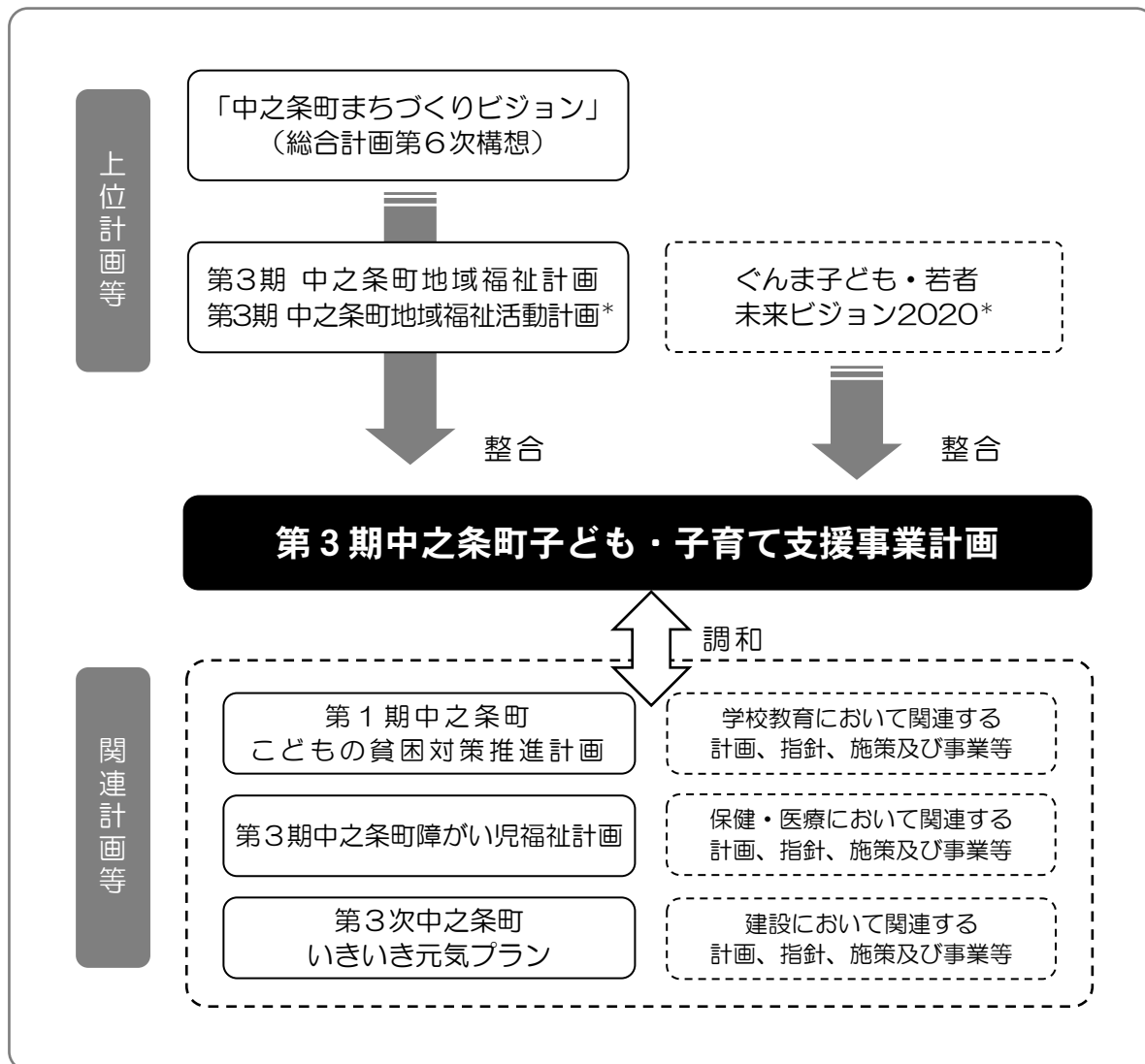
「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第61条

(3) 計画期間

令和7年度〔2025年度〕 ～ 令和11年度〔2029年度〕（5年間）

(4) 上位関連計画

この計画は、上位計画との整合性や関連計画との調和を図っています。



* 令和6年度改訂中

2-2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、2区域（中之条地区、六合地区）です。

■教育・保育提供区域図



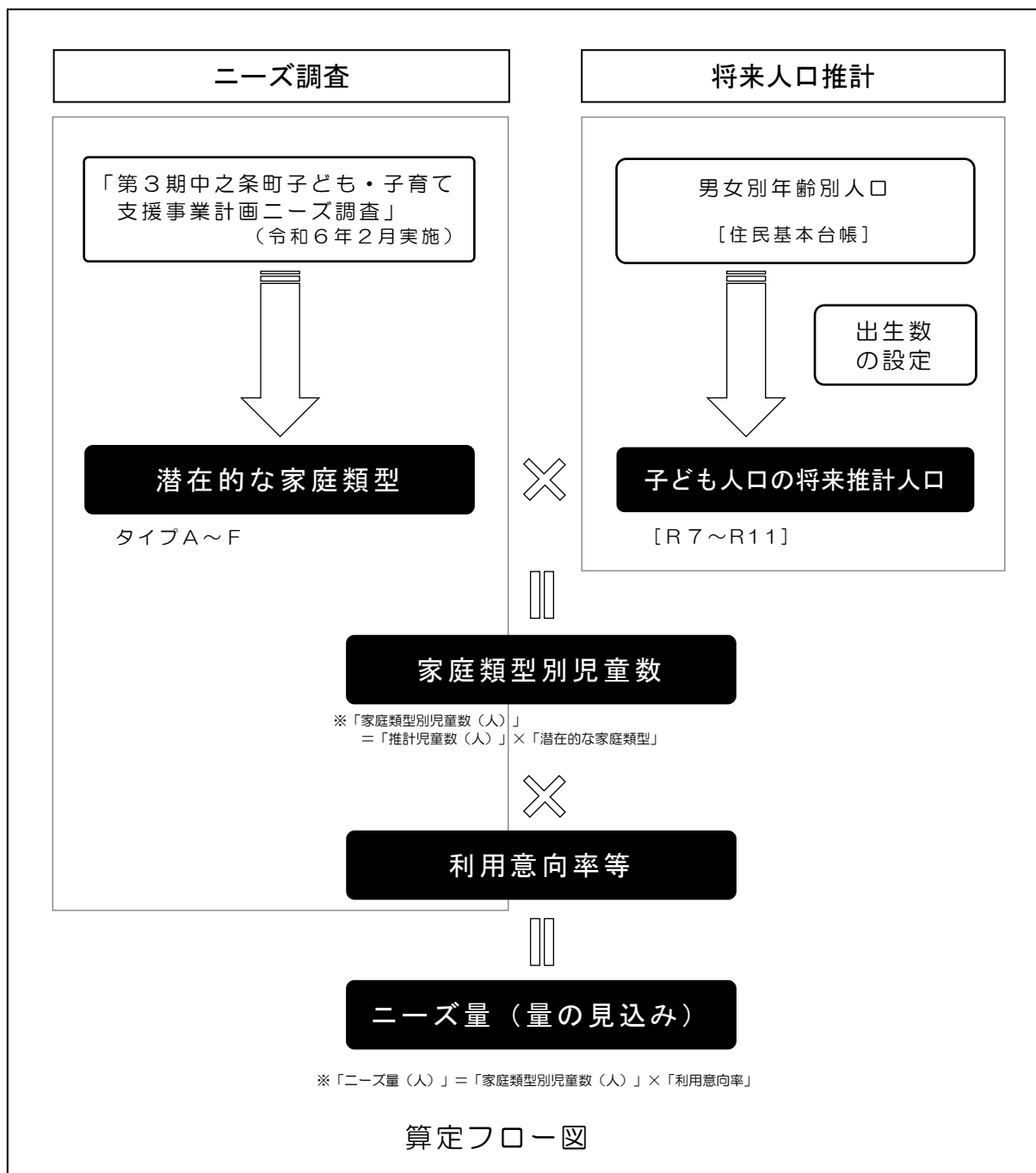
■区域と施設一覧表

区 域	行 政 区	小 学 校 区	中 学 校 区	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	放 課 後 子 ど も 教 室	幼 稚 園	保 育 所
中之条地区	中之条地区	中之条 小学校	中之条 中学校	学童保育所 ろばの子 クラブ	中之条 小学校	中之条 幼稚園	中之条 保育所
	沢田地区			学童保育所 ひまわり	放課後 子ども教室	沢田 幼稚園	伊勢町 保育所
	伊参地区						
	名久田地区						
六合地区	六合地区	六合 小学校	六合 中学校	六合 学童保育所		六合こども園	

2-3 量の見込みと確保方策

(1) 家庭類型の算定

① 算定フロー



資料：「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（こども家庭庁）

② 家庭類型とは

家庭類型は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」より、下のようになります。

なお、中之条町における就労時間の下限時間は、これまで同様に 64（時間/月）に設定します。

■ 家庭類型図

母親の就労状況 父親の就労状況		フルタイム 就労	パートタイム就労			就労して いない
			120時間 以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		B	C		C'	D
パート タイム 就 労	120時間以上	C	E		E'	
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満	C'				
就労していない		D				F

■ 家庭類型の説明

家庭類型のタイプ	就労状況 [父の就労状況 × 母の就労状況]	摘 要
タイプ A	ひとり親家庭	
タイプ B	フルタイム × フルタイム	
タイプ C	フルタイム × パートタイム	父又は母のパートタイム就労時間が、120時間以上及び64～120時間の一部
タイプ C'	フルタイム × パートタイム	父又は母のパートタイム就労時間が、64時間未満及び64～120時間の一部
タイプ D	専業主婦（夫）	
タイプ E	パートタイム × パートタイム	父かつ母のパートタイム就労時間が、120時間以上及び64～120時間の一部
タイプ E'	パートタイム × パートタイム	父かつ母のパートタイム就労時間が、64時間未満及び64～120時間の一部
タイプ F	無業 × 無業	

③ 家庭類型の結果

ニーズ調査の対象者を”現在”と、母親の就労希望を踏まえた”潜在的な家庭類型”に分類します。

a) 現在の家庭類型〔0～2歳〕

母親  父親 			パートタイム就労			就労していない
		フルタイム就労	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 29	タイプ C 18		タイプ C' 7	タイプ D 9
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 0	タイプ E 0		タイプ E' 0	
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

* タイプ A = 3 人 （無効 1、計 67 人）

b) 潜在的な家庭類型*〔0～2歳〕

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 33	タイプ C 17		タイプ C' 6	タイプ D 7
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 0	タイプ E 0		タイプ E' 0	
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

* タイプ A = 3 人 （無効 1、計 67 人）

*「潜在的な家庭類型」：例えば、母親が現在パートタイムで就労しているが、希望としては「フルタイム就労したい」と思っている。このような状況を反映させた類型。

c) 現在の家庭類型 [3～5歳]

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 36	タイプ C 30	タイプ C' 4		タイプ D 14
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 1	タイプ E 0	タイプ E' 0		
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

* タイプ A = 9 人 （無効 2、計 96 人）

d) 潜在的な家庭類型* [3～5歳]

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 39	タイプ C 27	タイプ C' 5		タイプ D 13
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 1	タイプ E 0	タイプ E' 0		
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

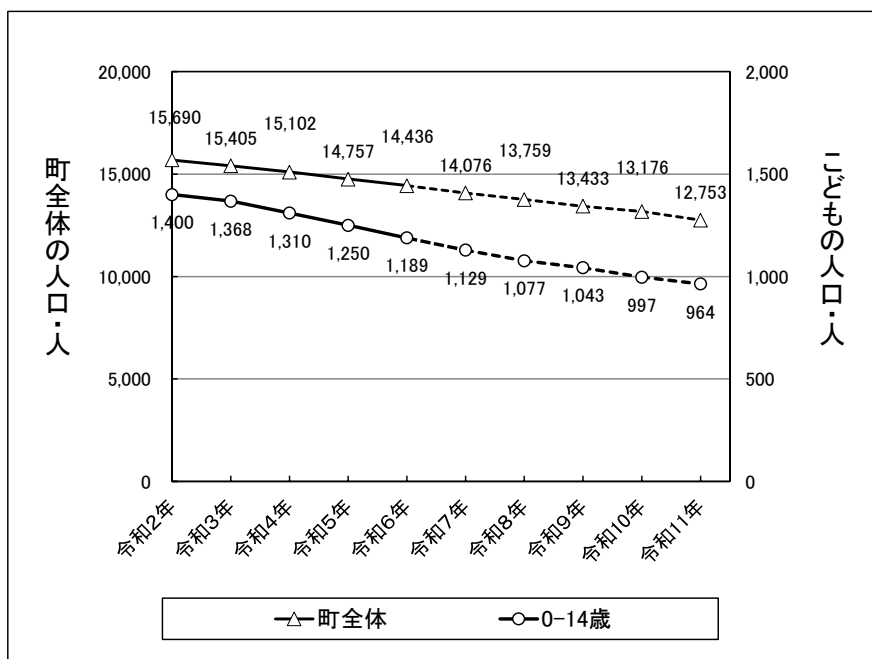
* タイプ A = 9 人 （無効 2、計 96 人）

* 「潜在的な家庭類型」：例えば、母親が現在パートタイムで就労しているが、希望としては「フルタイム就労したい」と思っている。このような状況を反映させた類型。

④ 将来推計人口の算定

「住民基本台帳」（中之条町）をベースに将来人口を推計しました。推計方法は、コーホート変化率法です。

結果をみると、町全体の人口は、令和8年には約14,000人を下回り、こどもの人口も減少しています。



■ こども人口の推移

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)
令和6年	55人	49人	82人	70人	58人	80人	65人	74人
令和7年	56人	56人	49人	82人	70人	57人	81人	65人
令和8年	55人	57人	55人	49人	82人	68人	57人	81人
令和9年	54人	56人	56人	55人	49人	80人	68人	57人
令和10年	54人	55人	55人	56人	55人	48人	80人	68人
令和11年	53人	55人	54人	55人	56人	54人	48人	80人
令和12年	53人	54人	54人	54人	55人	55人	54人	47人
令和13年	52人	54人	53人	54人	54人	54人	55人	54人
令和14年	52人	53人	53人	53人	54人	53人	54人	55人

	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	12歳児 (中1)	13歳児 (中2)	14歳児 (中3)
令和6年	84人	80人	88人	96人	87人	104人	117人
令和7年	74人	83人	82人	87人	97人	86人	104人
令和8年	65人	73人	85人	81人	87人	96人	86人
令和9年	81人	64人	75人	84人	82人	86人	96人
令和10年	57人	80人	64人	74人	84人	81人	86人
令和11年	68人	57人	82人	64人	74人	83人	81人
令和12年	80人	67人	58人	82人	64人	73人	83人
令和13年	47人	79人	68人	58人	83人	63人	73人
令和14年	54人	47人	81人	68人	59人	82人	63人

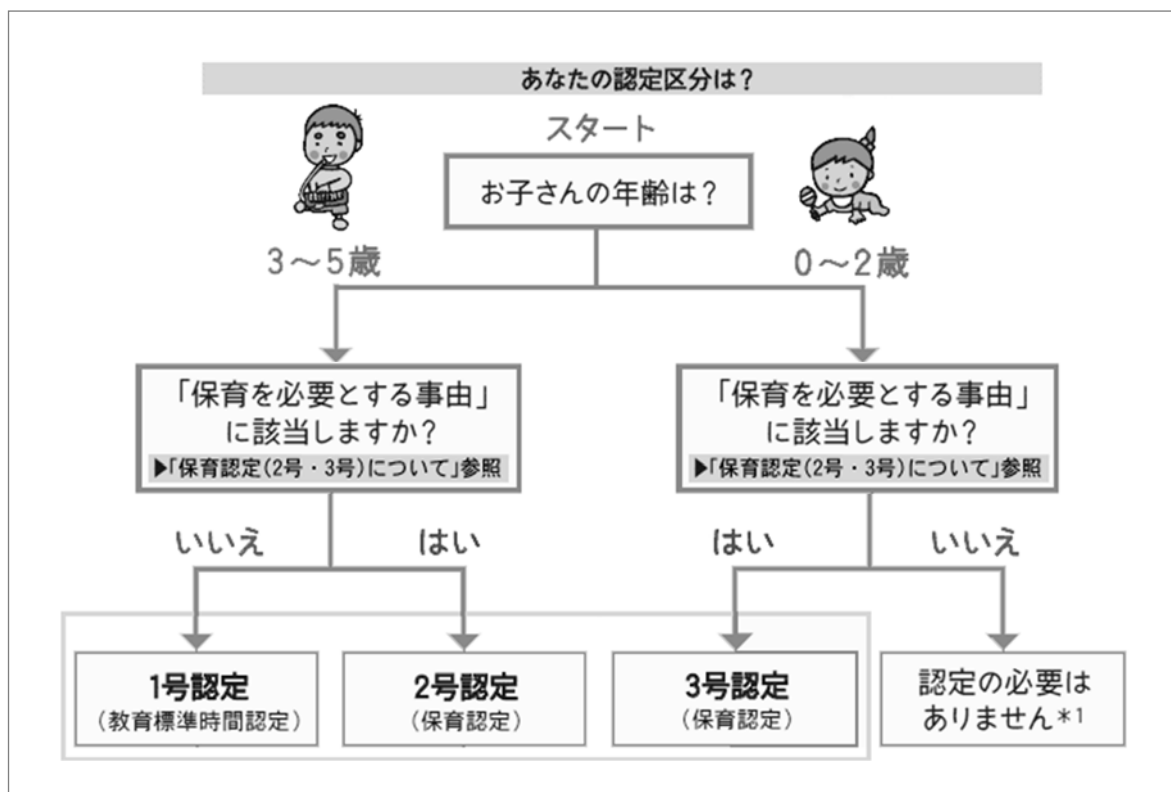
資料：「住民基本台帳」（中之条町）

(2) 教育・保育サービスにおける量の見込み及び確保方策

① 制度の説明

a) 認定区分について

幼稚園や保育所の利用希望があるとき、町から利用のための認定を受ける必要があります。



▼「保育認定(2号・3号)について」は、下の(ア)と(イ)が考慮されます。

(ア) 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ・就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働等）
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として町が認める場合

(イ) 保育の必要量

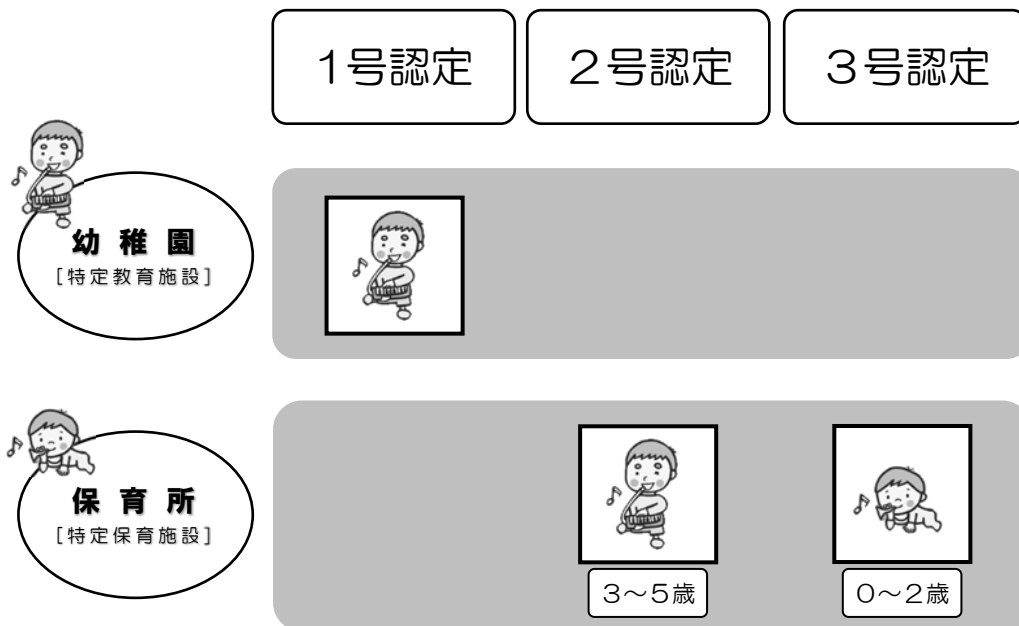
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定＝最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- 「保育短時間」認定＝最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）
※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる
保護者の就労時間の下限は、1か月あたり64時間です。

資料：「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」（平成28年4月改訂版）

b) 施設の種類と認定区分

中之条町では、認定と施設の関係は、以下のようになります。



② 特定教育及び保育施設の確保方策

第2期計画と同様に、特定教育（幼稚園）及び特定保育施設（保育所）ともに、現施設で量の見込みが確保され、広域調整は不要と考えます。

保育所入所以外のうち、学校教育の利用ニーズ〔2号認定（教育ニーズ）〕に対しては、幼稚園の延長預かり保育により対応します。

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
量 の 見 込 み （ ニ ー ズ 量 ）	1号認定 ①	30	29	26	23	24	
	2号認定 ②=③+④	167	159	147	127	132	
	教育ニーズ ③	47	44	41	35	37	
	保育ニーズ ④	120	115	106	92	95	
	3号認定 ⑤=⑥+⑦+⑧	120	124	123	121	120	
	0歳 ⑥	44	43	42	42	42	
	1歳 ⑦	42	43	42	41	41	
	2歳 ⑧	34	38	39	38	37	
	合 計 ⑨=①+②+⑤	317	312	296	271	276	
特定 教育 施設	需要量 ⑩=①+③	77	73	67	58	60	
	供給量 ⑪	355	355	355	355	355	幼稚園の定員 (中之条幼稚園190+沢田幼稚園 95+六合こども園70)
	需給バランス ⑫=⑪-⑩	+278	+282	+288	+297	+295	
	確保方策	供給量が需要量を上回っている。 現状維持を基本とする。					
特定 保育 施設	需要量 ⑬=④+⑤	240	239	229	213	215	
	供給量 ⑭	377	377	377	377	377	保育所(園)の定員 (中之条保育所159+伊勢町保育所 158+六合こども園60)
	需給バランス ⑮=⑭-⑬	+137	+139	+148	+164	+162	
	確保方策	供給量が需要量を上回っている。 現状維持を基本とする。					
認 可 外 保 育 所 （ 参 考 ）	需要量(内数) ⑯	2	2	2	2	2	実績「⑬の内数」
	供給量 ⑰	32	32	32	32	32	1民間事業所の定員
	需給バランス ⑱=⑰-⑯	+30	+30	+30	+30	+30	

(3) 地域子ども・子育て支援事業における量の見込み及び確保方策

各事業ごとに需給バランスに対する確保方策を示します。

① 利用者支援事業

量の見込みは、第1期計画から継続的に1か所です。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(か所) ①	1	1	1	1	1	事業実施実施箇所とする
供給量	事業実施箇所(か所) ②	1	1	1	1	1	事業実施箇所とする
	需給バランス(か所) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「利用者支援事業」とは？

- ・こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

② 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

需要量は、量の見込み（実績ベース）に対して、ニーズ調査の分析から利用意向回数が3.3（回/月）なので、延べ利用意向者数は令和6年で192人になります。

供給量は、保育士10人が20日対応すると、供給量が需要量より多くなります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人回/月) ①	632	656	652	644	636	子育て家庭からの育児不安等の相談、子育てサークル等の活動支援、保育サービスの情報提供等を保育士が行っている
	利用意向回数(回/月) ②	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	類型別に利用意向を算出する過程から得た値。参考に別途「ニーズ調査」-「問17」及び「問18」から、「今後回数を増やしたい」や「今後利用したい」というニーズを分析すると、3.3(回/月)になっている
	延べ利用意向者数(人) ③=①÷②	191.5	198.8	197.6	195.2	192.7	
供給量	各施設の開設回数(回) ④	20	20	20	20	20	月当たり20日とする
	対応保育士数(人/回) ⑤	10	10	10	10	10	
	対応可能利用者数(人) ⑥=④×⑤	200	200	200	200	200	
	需給バランス(人) ⑦=⑥-③	+8.5	+1.2	+2.4	+4.8	+7.3	
確保方策		利用意向回数=3.3(回/月)に対して、保育士10人が平日(20日)に相談等対応すれば、供給量が需要量より多くなる。よって、現状維持することを基本とする。					

「地域子育て支援拠点事業」とは？

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

③ 妊婦健診

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、令和5年度の対応実績にすると、供給量が需要量より多くなります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人回/年) ①	840	840	840	840	840	実績に基づく推計値
供給量	対応可能数(人回/年) ②	880	880	880	880	880	令和5年度の実績を対応可能数とする
需給バランス(人回/年) ③=②-①		+40	+40	+40	+40	+40	
確保方策		供給量が需要量より多く、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「妊婦健診」とは？

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、過去5年間の平均値にすると、供給量が需要量より多くなります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	60	60	60	60	60	実績に基づく推計値
供給量	対応可能数(人) ②	84.5	84.5	84.5	84.5	84.5	過去5年間の実績の平均を対応可能数とする
需給バランス(人) ③=②-①		+25	+25	+25	+25	+25	
確保方策		供給量が需要量より多く、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「乳児家庭全戸訪問事業」とは？

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業。

⑤ 養育支援訪問事業

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、対応実績にすると需給バランスが0（ゼロ）になります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	5	5	5	5	5	
供給量	対応可能数(人) ②	5	5	5	5	5	現体制を維持するものとし、実績を対応可能数とする
	需給バランス(人) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「養育支援訪問事業」とは？

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師や保育士が居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等により、養育能力を向上させるための支援を行う事業。

⑥ 子どもを守るネットワーク

この事業は現在実施されていませんが、関係者による会議にて支援連携が図られています。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

「子どもを守るネットワーク」とは？

- ・要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

⑦ 多様な主体の参入促進事業

この事業は現在実施されていませんが、既存のサービス等で対応が図られています。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

「多様な主体の参入促進事業」とは？

- ・多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園型）

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、実績を考慮すると、供給量が需要量より多くなります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	1号認定による利用量の見込み(人日) ①	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	3～5歳以下家庭のみ
供給量	実施施設数(か所) ②	3	3	3	3	3	幼稚園3か所
	年間実施日数(日) ③	240	240	240	240	240	平日
	1園1日当たり受け入れ可能人数(人/か所) ④	2	2	2	2	2	設定値
	受け入れ可能人数(人日) ⑤=②×③×④	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
需給バランス(人日) ⑥=⑤-①		+123	+123	+123	+123	+123	
確保方策		供給量が需要量より多く、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「一時預かり」とは？

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

⑨ 一時、援助、トワイライト事業

ここでは、一時預かり事業（幼稚園型を除く）について検討します。

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、保育所（2か所）の実績を考慮すると、供給量が需要量より多くなります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	2号認定による利用 量の見込み(人日) ①	1,125	1,125	1,125	1,125	1,125	
供給量	実施施設数(か所) ②	2	2	2	2	2	保育所2か所
	年間実施日数(日) ③	288	288	288	288	288	平日＋土曜日
	1保育所受け入れ可能人 数(人/か所) ④	3	3	3	3	3	設定値
	受け入れ可能人数 (人日) ⑤=②×③×④	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728	
需給バランス(人日) ⑥=⑤－①		＋603	＋603	＋603	＋603	＋603	
確保方策		供給量が需要量より多く、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「一時預かり」とは？

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

需要量は、ニーズ調査結果に基づいて推計しています。

この事業単独で実施せずとも、既存サービス又は周辺の方々等でカバーされています。

よって、確保方策は、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	0	0	0	0	0	ニーズ調査に基づく推計では約60人程度見込まれている
供給量	受け入れ可能人数(人日) ②	0	0	0	0	0	既存サービス等で対応可
	需給バランス(人日) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	算定上の需要はあるが現実性が低い(第2期計画同様)。よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業の検討を行う。					

「子育て短期支援事業（ショートステイ）」とは？

- ・保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業。

⑪ 病児保育事業（病児・病後児保育）

需要量は、ニーズ調査結果に基づいて推計しています。

この事業単独で実施せずとも、既存サービス又は周辺の方々等でカバーされています。

よって、確保方策は、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	0	0	0	0	0	0～5歳以下家庭のみ。ニーズ調査に基づく推計では約40～50人程度見込まれる
供給量	対応可能数(人日) ②=③+④	0	0	0	0	0	既存サービス等で対応可
	病児保育事業 ③	0	0	0	0	0	
	子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)] ④	—	—	—	—	—	
	需給バランス(人日) ⑤=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	算定上の需要はあるが現実性が低い(第2期計画同様)。よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業の検討を行う。					

「病児保育事業（病児・病後児保育）」とは？

- ・ 保育所に通う児童が病中（病気の快復に至っていないが当面病状の急変のおそれがない状態）又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な場合に、保護者が一時的な理由により保育が困難な場合は、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業。

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）[就学児]

需要量は、ニーズ調査結果に基づいて推計しています。

この事業単独で実施せずとも、既存サービス又は周辺の方々等でカバーされている模様です。

よって、確保方策は、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	0	0	0	0	0	ニーズ調査に基づく推計では約40～50人程度見込まれる
供給量	受け入れ可能人数(人日) ②	0	0	0	0	0	既存サービス等で対応可
	需給バランス(人日) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	算定上の需要はあるが現実性が低い(第2期計画同様)。よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業の検討を行う。					

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」とは？

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

⑬ 実費徴収補足給付

この事業は現在実施されていませんが、公立の幼稚園及び保育所使用料を無償化しているため、必要性が低い状況です。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

「実費徴収補足給付」とは？

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

⑭ 延長保育

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、現状の施設における受け入れ可能人数を設定すると需給バランスが0（ゼロ）になります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	6	6	6	6	6	
供給量	受け入れ可能人数(人) ②	6	6	6	6	6	3か所×2人
	需給バランス ③	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「延長保育」とは？

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

⑮ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

需要量は、ニーズに合わせて需要量を増やしました。

供給量は、令和６年度における登録児童数にすると供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	145	143	143	143	140	
	1年生	33	32	32	34	30	
	2年生	27	29	27	27	29	
	3年生	28	27	30	27	27	
	4年生	20	20	19	20	19	
	5年生	25	24	24	24	24	
	6年生	12	11	11	11	11	
供給量	受け入れ可能人数(人) ②	172	172	172	172	172	登録児童数
	需給バランス(人) ③=②-①	+27.0	+29.0	+29.0	+29.0	+32.0	
	確保方策	供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」とは？

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

⑯ 放課後子ども教室

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、対応実績にすると需給バランスが0（ゼロ）になります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み（か所） ①=②+③	1	1	1	1	1	
	うち放課後児童健全育成事業と一体的に実施 ②	—	—	—	—	—	
	うち放課後児童健全育成事業と連携して実施 ③	1	1	1	1	1	
供給量	整備計画（か所） ④	1	1	1	1	1	
	需給バランス（か所） ⑤=④-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「放課後子ども教室」とは？

- ・ 小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

⑪ 子育て世帯訪問支援事業

需要量は、現在の状況から設定しています。

供給量は、需要量に合わせて対応可能人数を設定すると需給バランスが保たれます。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	10	20	20	20	20	年間の延べ利用人数
供給量	対応可能人数 (人日) ②	10	20	20	20	20	設定値
	需給バランス(人日) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるように事業を実施し、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討する。					

「子育て世帯訪問支援事業」とは？

- ・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。

⑫ 児童育成支援拠点事業

この事業は現在実施されていませんが、既存のサービス等で対応が図られています。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

「児童育成支援拠点事業」とは？

- ・養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、進路相談や食事の提供等を行う。
- ・児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

⑱ 親子関係形成支援事業

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、対応実績にすると、需給バランスが0（ゼロ）になります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み（人） ①	12	12	12	12	12	
供給量	対応可能数（人） ②	12	12	12	12	12	
	需給バランス（人） ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれているので現状維持を基本とする。					

「親子関係形成支援事業」とは？

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施する。
- ・同じ悩みや不安を抱える保護者が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

⑳ 妊婦等包括相談支援事業

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、需要量に合わせて対応可能人数を設定すると需給バランスが保たれます。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み（回） ①	180	177	174	174	171	・計算は、推計した妊婦届け出数（組）×3（回/組） ・推計妊婦届け出数[R7度=60,R8度=59,R9度=58,R10度=58,R11度=57]
供給量	相談等対応回数（回） ②	180	177	174	174	171	想定する相談等対応可能回数は180（回）
	需給バランス（回） ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるように事業を実施し、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討する。					

「妊婦等包括相談支援事業」とは？

- ・妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

この事業は、令和8年度から事業を実施予定です。

よって、事業初年度は0歳児を18人日、1歳児及び2歳児は12人利用できるようにします。

その後、需給バランスが保たれるように事業を実施し、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	年間延べ利用人数 (人日) ①	—	42	42	42	42	
	0歳児	—	18	18	18	18	
	1歳児	—	12	12	12	12	
	2歳児	—	12	12	12	12	
供給量	年間延べ利用人数 (人日) ②	—	42	42	42	42	
	0歳児	—	18	18	18	18	
	1歳児	—	12	12	12	12	
	2歳児	—	12	12	12	12	
需給バランス(人日)	③=②-①	—	0	0	0	0	
	0歳児	—	0	0	0	0	
	1歳児	—	0	0	0	0	
	2歳児	—	0	0	0	0	
確保方策		令和8年度から事業を実施予定である。0歳児を18人日、1歳児及び2歳児を12人日利用できるようにする。 需給バランスが保たれるように事業を実施し、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討する。					

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」とは？

- ・ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
- ・ 対象児童は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児。

② 産後ケア事業

需要量は、過去の実績から設定しています。

供給量は、需要量に合わせて対応可能人数を設定すると需給バランスが保たれます。

よって、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討します。

	項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	摘 要
需要量	量の見込み（人日） ①	50	50	50	50	50	
供給量	対応可能数（人日） ②	50	50	50	50	50	想定する対応可能数は51（人日）
	需給バランス（人日） ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるように事業を実施し、実際のニーズの高まりに合わせて対応を検討する。					

「産後ケア事業」とは？

- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

第3編 第1期中之条町こどもの貧困対策推進計画

3-1 計画の概要

(1) 策定趣旨

「2022年（令和4年）国民生活基礎調査の概況」によると、我が国のこどもの貧困率*は11.5%です。さらにこどもがいる現役世帯のうち、ひとり親家庭の貧困率は44.5%です。

このような中、こども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、こども施策を総合的に推進するため「こども大綱」（令和5年12月）が策定されました。この内容には、令和元年度に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」が含まれています。

こども大綱の基本方針には、良好な成長環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもや若者が幸せな状態で成長できることが位置づけられています。貧困は、世帯の所得だけでなく、親の病気、虐待等の複合的な要因が重なり合っており、周囲からわかり難いこともあります。しかし、こどもや若者には、生活習慣の悪化、病気、いじめ、不登校、ひきこもり、非行といった様々な形態で表出してきます。

このような状況に対して、中之条町では、日頃から教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関と連携し、顕在化した問題対応に努めておりますが、潜在化している問題まで把握することができていません。

よって、第1期となる本計画では、令和5年度に実施した「ニーズ調査」に設問を加えて、こどもと家庭の状況を調査し、様々な施策や事業を見直すことによってスタートとなる計画を策定します。

*「貧困率」：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たないこども（17歳以下）の数をこどもの数で除したもの。「国民生活基礎調査」（2021年、厚生労働省）。

(2) 根拠法

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）第10条第2項

(3) 計画期間

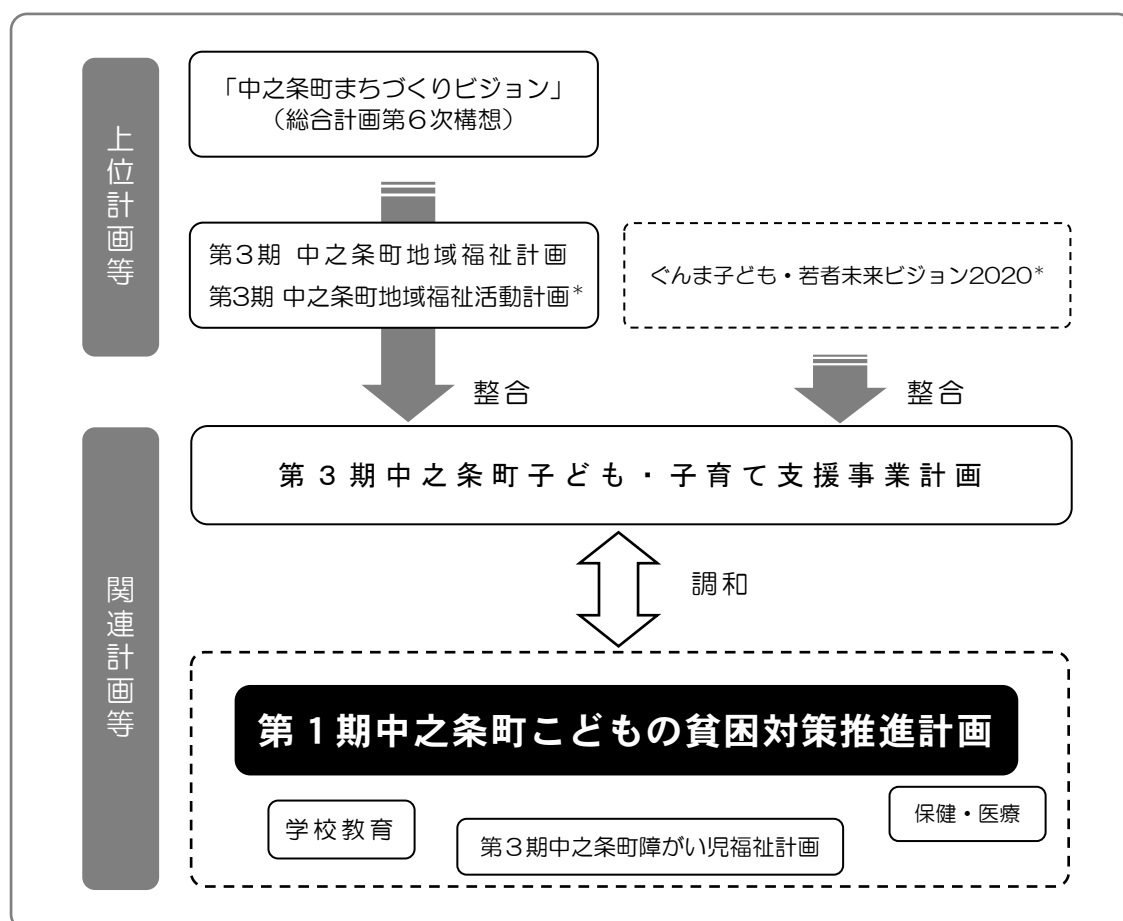
令和7年度〔2025年度〕 ～ 令和11年度〔2029年度〕（5年間）

(4) 主な対象者

現在から将来にわたって、困難を抱える可能性があるこども（概ね18歳まで）及びその保護者

(5) 上位関連計画

この計画は、上位計画との整合性や関連計画との調和を図っています。



* 令和6年度改訂中

3-2 基本理念と基本目標

[基本理念]

夢いっぱいの子どもと、いっしょに歩むまち なかのじょう

中之条町の豊かな自然環境のもと、すべてのこどもが夢や希望をもって暮らしていける「まちづくり」を進めます。

そのためには、こどもだけ又は家庭だけで貧困問題を抱えることなく、教育・保健・福祉等の関係機関及び地域の人々が共に歩みながら取り組みます。

取り組みにあたっては、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまで、切れ目ない支援に努めます。

[基本目標]

データ、ニーズ調査及び関係機関から得た状況から、基本理念を具現化するために次の5つの基本目標を定めます。

基本目標
1

教育支援の充実

基本目標
2

生活支援の充実

基本目標
3

就労支援体制の構築

基本目標
4

経済的な支援の充実

基本目標
5

包括的な支援の継続

3-3 施策又は事業

基本目標ごとに施策又は事業の内容を示します。

なお、「第1編 総則」－「1-2 こどもに関する施策又は事業」と重複した内容は「再掲」と示します。

(1) 教育支援の充実

基本目標 1

No.	施策又は事業	内 容	担当課
1	保育所における困窮リスクの把握	保育士等が、こどもとの交流を通じて保護者や家庭の状況の把握に努めます。	こども未来課
2	幼稚園における困窮リスクの把握	教諭等が、こどもとの交流を通じて保護者や家庭の状況の把握に努めます。	こども未来課
3	小中学校における困窮リスクの把握	教諭等が、こどもとの交流を通じて保護者や家庭の状況の把握に努めます。	こども未来課
4	生理の貧困への支援	小中学校で保健室に生理用品を常備し、貧困により生理用品の十分な用意ができない場合の支援を行います。	こども未来課
(24)	学力向上対策(再掲)	学力向上特配教員や学習支援員を配置し、きめ細かな学習指導の充実に努めます。	こども未来課
(27)	公立小中学校にスクールカウンセラー等の相談員を配置(再掲)	児童生徒たちが悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう相談員を配置します。	こども未来課
(83)	小中学生への食生活学習(再掲)	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。	こども未来課
(84)	親子食育教室(再掲)	小学生と保護者を対象に講話や調理実習を実施し、望ましい食育を推進します。	保健環境課
(85)	不登校、いじめ等の問題に関するカウンセリング(再掲)	情報交換・交流・各種相談事業等関係機関との連携を図りながら、不登校やいじめの問題に対して、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな対応を推進します。	こども未来課

※「No.」の表記において、() カッコと数値で表している施策又は事業は、「第1編 総則」－「1-2 こどもに関する施策又は事業」の内容である。

(2) 生活支援の充実

基本目標2

No.	施策又は事業	内 容	担当課
1	放課後児童クラブ(学童保育所)との連携	放課後児童の健全育成と安全確保のために、生活の場所を提供しているため、こどもや家庭における課題について情報共有します。	住民福祉課
(6)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業) (再掲)	中之条幼稚園内にセンターを設置し、地域の子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、情報提供等の支援を行います。	こども未来課
(13)	ミニファミリー・サポート・センター事業の支援(再掲)	育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う組織です。 こどもや家庭における課題を把握します。	住民福祉課
(49)	すこやか健康委員(再掲)	母子保健事業の研修等を経て、行政と地域のパイプ役として、地域の子育て中の家族の相談、サポートを行います。	保健環境課

(3) 就労支援体制の構築

基本目標3

No.	施策又は事業	内 容	担当課
1	ハローワークとの連携	ハローワークは子育て中の世帯等に対する就業支援サービスを実施しています。	渋川公共職業安定所 中之条出張所
2	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業相談から就業支援講習会、就業情報提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談等生活支援サービスを実施しています。	母子家庭等就業・自立センター
3	高等職業訓練促進給付金	看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関等で就学する場合、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。	群馬県
4	自立支援教育訓練給付金	教育訓練講座を受講するための費用に対して、雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方は対象講座の受講料の一部を支給します。	群馬県
5	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者の講座を受講する場合、受講開始時給付金、合格時給付金及び受講修了時給付金を支給します。	群馬県
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練給付金の要件を満たす方は、訓練促進資金の貸し付けを利用できます。	社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

(4) 経済的な支援の充実

基本目標 4

No.	施策又は事業	内 容	担当課
(21)	学校・幼稚園の給食費の無償化（再掲）	小中学校と幼稚園の給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を緩和します。	こども未来課
(23)	英語検定料補助金（再掲）	中学生及び高校生世代が英検を受験する際、対象となる種類及び回数により受験料を補助します。	こども未来課
(41)	幼児教育・保育無償化事業（再掲）	令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化を拡充し、3歳未満の保育料の無償化や幼稚園の給食費の無償化を継続・実施します。	こども未来課
(42)	第3子以降保育料無料化補助事業（再掲）	認可外保育所等に通う第3子以降の保育料の無料化を実施します。	住民福祉課
(75)	子ども福祉医療費給付事業の実施（再掲）	医療保険加入者で中之条町に在住する児童への医療費助成制度を充実します。	住民福祉課
(86)	児童扶養手当の支給（再掲）	国の制度に基づき、父母の離婚や死亡等の理由により、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父又は母、もしくは親に代わって養育している方を対象に手当を支給します。	住民福祉課
(87)	児童手当の支給（再掲）	国の制度に基づき、高校生相当までの児童の養育者に対し、児童手当の支給を行います。	住民福祉課
(88)	要保護・準要保護児童生徒就学援助金（再掲）	経済的な理由で小学校・中学校への就学が困難な家庭について、こどもが安心して勉強できるよう学用品や修学旅行費等を援助します。	こども未来課
(89)	母子（父子）家庭等福祉医療費給付事業の実施（再掲）	母子（父子）家庭の親と子を対象とした医療費の自己負担分助成による経済的支援です。	住民福祉課
1	生活保護費の支給	生活に困っている方に対し、自分達の能力や資産等を活用しても生活ができない場合、国の基準でお金や物を支給し、最低限度の生活を保障し自立した生活が送れるよう支援します。	群馬県
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立やこどもの福祉増進のために必要な資金を貸与します。	群馬県

(5) 包括的な支援の継続

基本目標5

No.	施策又は事業	内 容	担当課
I	民生委員・児童委員による訪問	民生委員・児童委員等が、保護者や家庭の状況の把握に努め、様々な相談に対応します。	住民福祉課
(45)	子育て相談員（再掲）	経験豊富な相談員がこどもに関する全般的な相談に応えます。総合的な視点から適切な対応ができるよう各種相談窓口の連携強化を図ります。	住民福祉課
(91)	北部児童相談所と保健・医療機関との連携（再掲）	18歳未満のこども全般に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行います。	住民福祉課

資 料 編

資料Ⅰ 中之条町子ども・子育て会議要綱

（設置）

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条に基づき、中之条町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するとともに、施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）

第10条第2項に基づき、こどもの貧困対策推進計画を定め、又は変更する場合、その評価及び見直し等について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

3 子ども・子育て会議は、事務及び施策に関し、必要に応じ町長及び教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（1）保護者代表

（2）福祉関係者

（3）教育関係者

（4）幼稚園・保育所関係者

（5）学識経験者

（6）その他町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員会）

第5条 子ども・子育て会議には会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを決める

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ議事に関係する者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、住民福祉課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

資料２ 中之条町子ども・子育て会議委員名簿

NO.	所 属 等	備 考
1	主任児童委員代表	福祉関係者
2	中之条幼稚園長	幼稚園・保育所関係者
3	沢田幼稚園長	幼稚園・保育所関係者
4	六合こども園長	幼稚園・保育所関係者
5	伊勢町保育所長	幼稚園・保育所関係者
6	中之条保育所長	幼稚園・保育所関係者
7	中之条小学校長	学識経験者
8	六合小学校長	学識経験者
9	こども未来課長	教育関係者
1 0	学童保育所ろばの子クラブ代表	福祉関係者
1 1	学童保育所ひまわり理事長	福祉関係者
1 2	子育て支援団体代表	福祉関係者
1 3	伊勢町保育所保護者代表	保護者代表
1 4	中之条保育所保護者代表	保護者代表
1 5	中之条幼稚園 P T A 代表	保護者代表
1 6	沢田幼稚園 P T A 代表	保護者代表
1 7	六合こども園 P T A 代表	保護者代表
1 8	中之条小学校 P T A 代表	保護者代表
1 9	六合小学校 P T A 代表	保護者代表

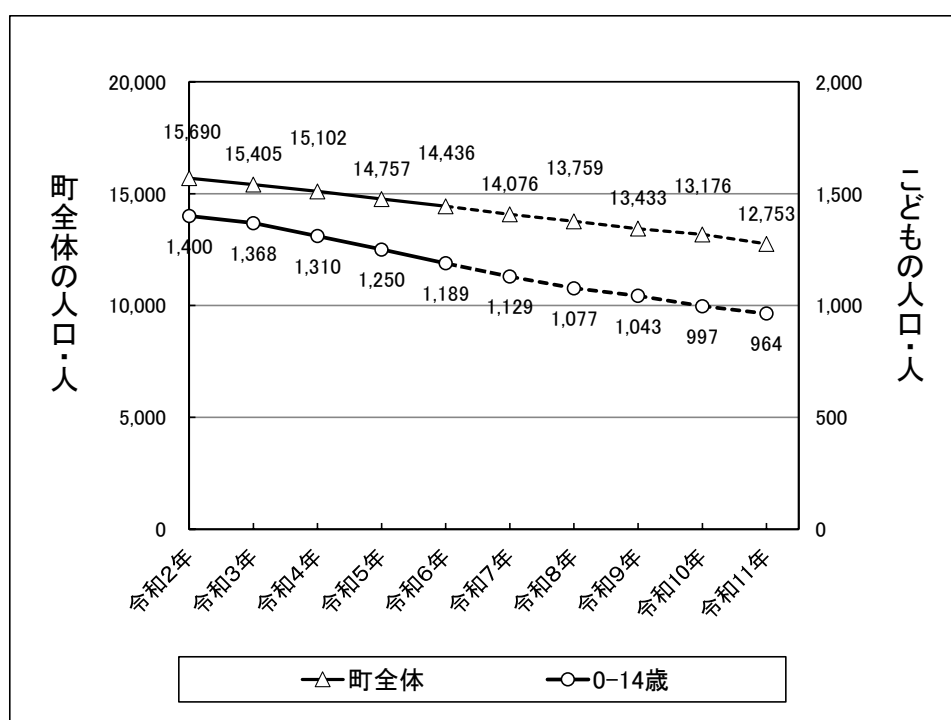
資料3 中之条町のデータ

(1) 将来人口推計

本計画における将来人口推計は、住民基本台帳の実績を用いて、コーホート（変化率法）で求めることになっています。

この結果によると、第3期の計画終期となる5年後〔令和11年（2029年）〕の人口は12,753人で1,683人減少します。

また、こども（0～14歳）の人数は964人で225人減少します。

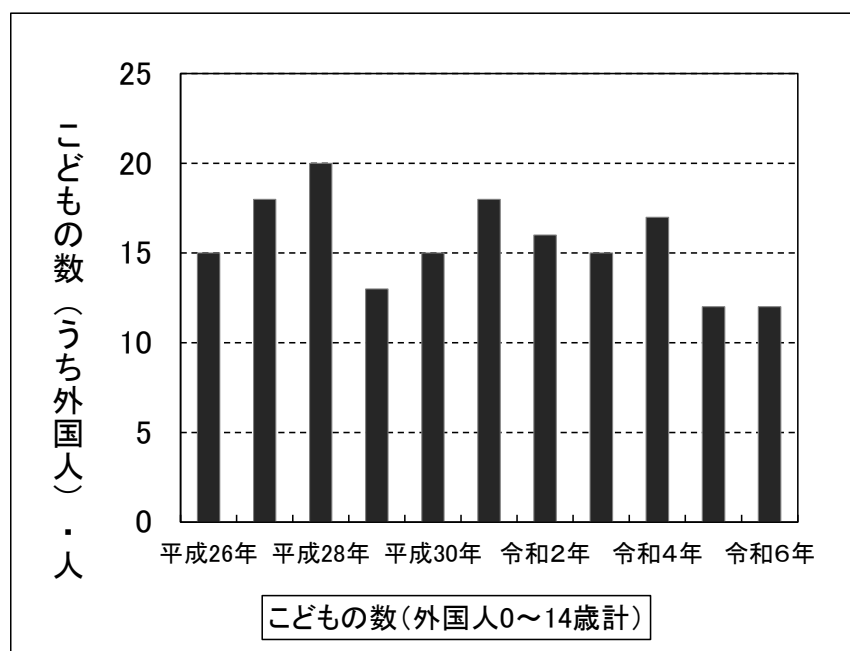
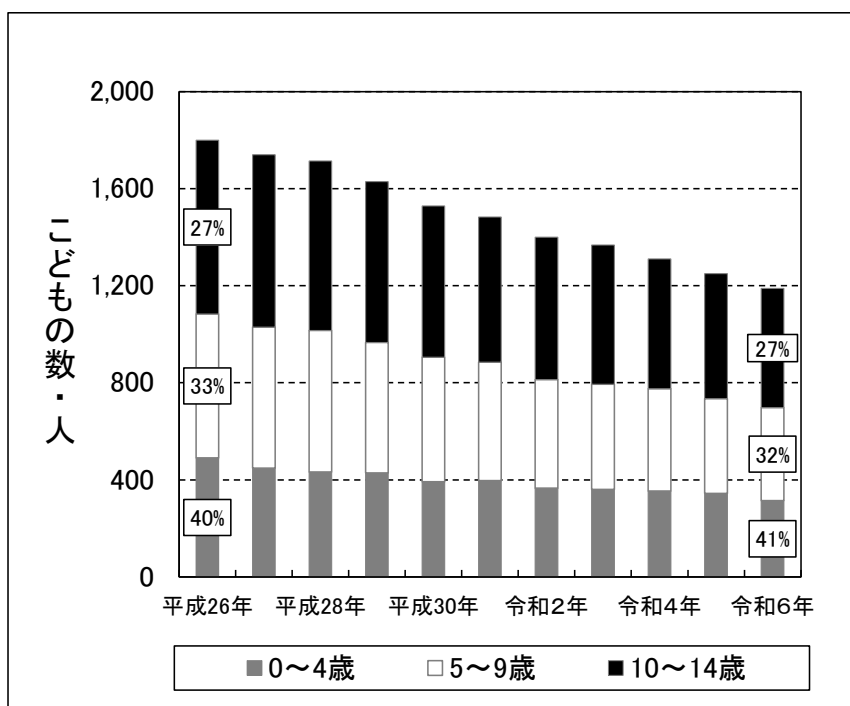


資料：「住民基本台帳」（中之条町）各年4月1日時点

(2) こどもの数の動向

こどもの数は減少しており、令和6年に約1,189人ですが、10年間で611人減少しました。年齢3階層別みると構成比に変化がありません。

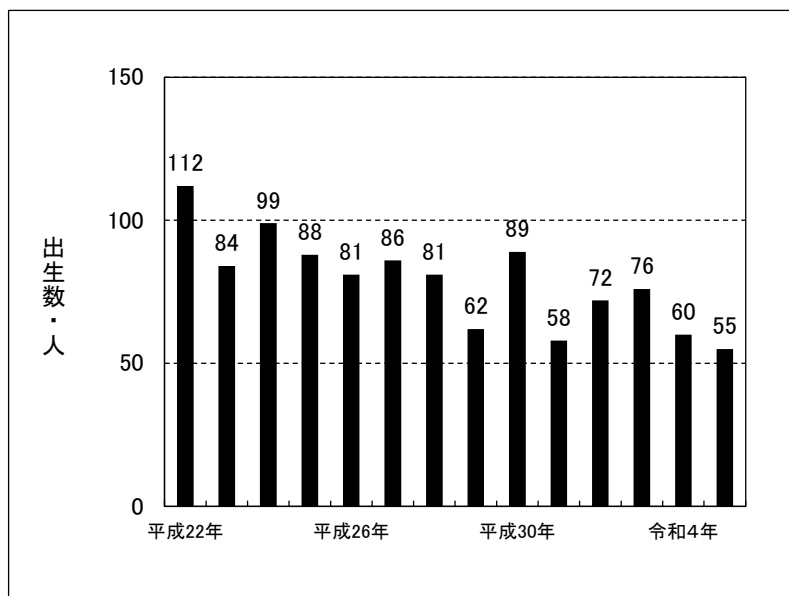
また、こどもの数（うち外国人）は、10～20人で推移しています。



資料：「住民基本台帳」（4月1日現在、中之条町）

(3) 出生数の動向

過去13年間の出生数をみるとバラつきがありますが、概ね60～110人程度で推移しており、減少傾向です。なお、近年は約55～75人です。

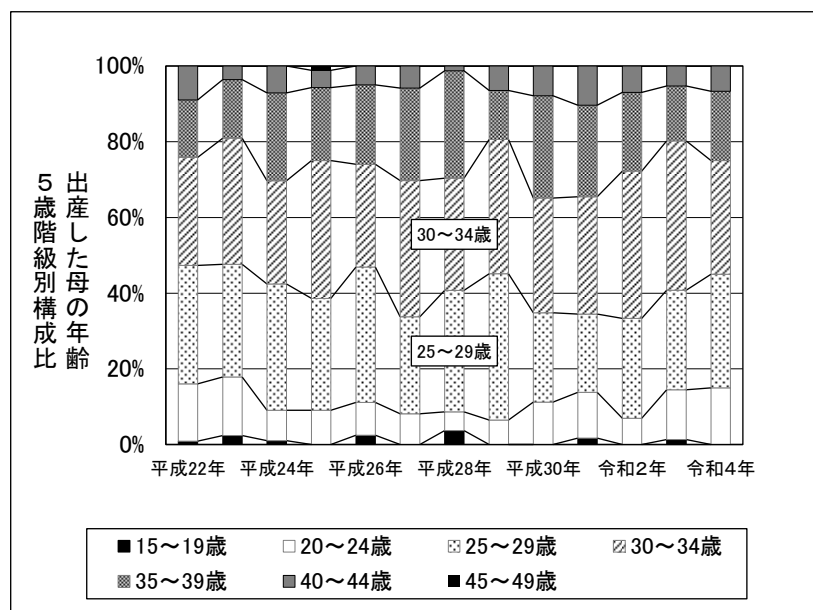


資料：「群馬県健康保険福祉統計」（群馬県）

(4) 出産した母の年齢5歳階級別構成比

出産した母の年齢が30歳以上の割合は継続して50%を超えていますが、令和3～4年には30歳未満の割合が40%を超えて増加しています。

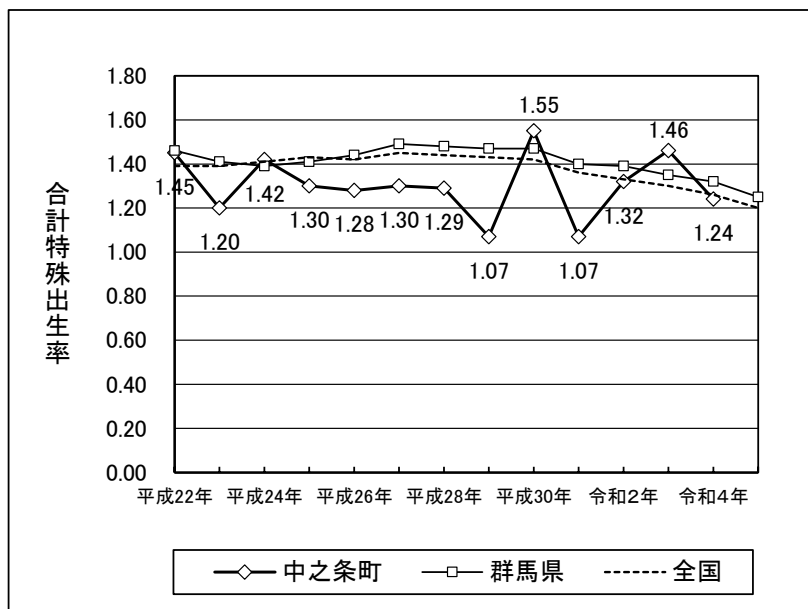
この出産には第1子だけでなく第2子以降も含まれているので、一概に出産の高年齢化が進んでいるとはいえません。



資料：「群馬県人口動態調査」（平成22～令和4年出生数、群馬県）

(5) 合計特殊出生率の動向

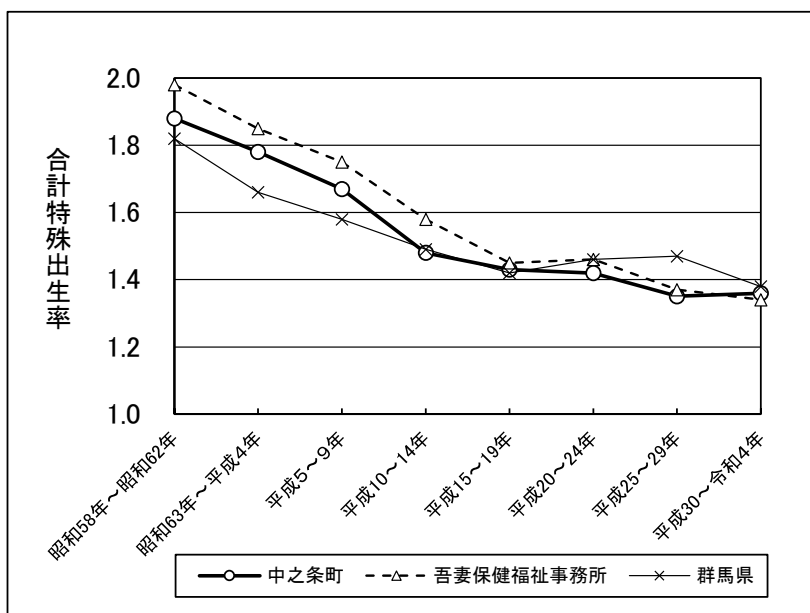
町の合計特殊出生率は、国及び群馬県より低くなっていますが、平成30年及び令和3年は全国より高い値になっています。



資料：「健康福祉統計資料」－「群馬県の人口動態統計概況」（群馬県）

(6) 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の動向

全体的にみると、合計特出生率は昭和後期の約1.8～1.9程度から平成19年頃に約1.4程度に減少し、それ以降はゆるやかに減少して令和4年に約1.3台になっています。

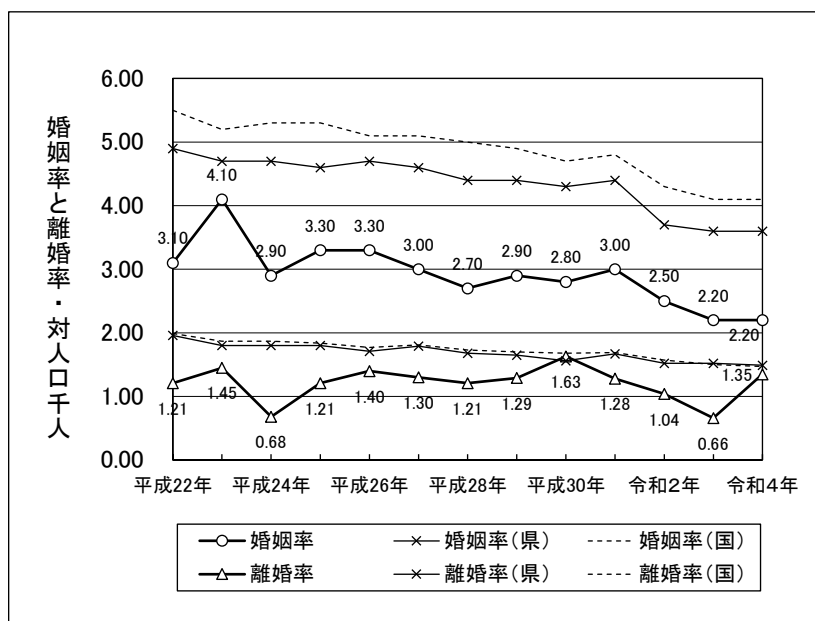


資料：「健康福祉統計資料」－「群馬県の人口動態統計概況」（群馬県）

(7) 婚姻と離婚の動向

町における婚姻率（人口千人あたりの婚姻数）は、近年（令和2～4年）に減少しています。これは、国や県より低くなっています。

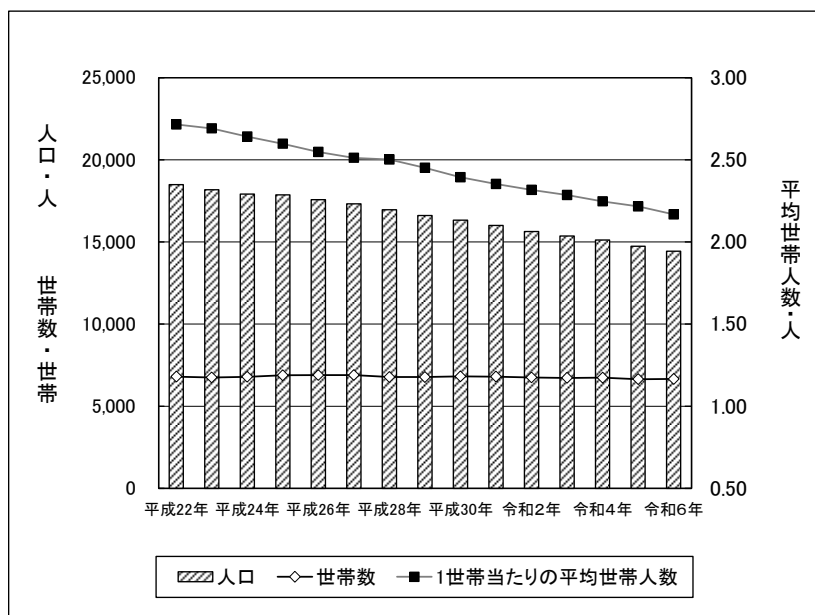
また、離婚率（人口千人あたりの婚姻数）は、近年減少していましたが、令和4年に増加し、国や県よりやや低くなっています。



資料：「健康福祉統計資料」－「群馬県の人口動態統計概況」（確定数）

(8) 世帯数の動向

世帯数は約6,600～6,800世帯で横ばい推移していますが、1世帯あたりの平均世帯人数は減少を続け、令和6年には2.17人です。



資料：「中之条町公式HP」－「住民基本台帳」（中之条町）

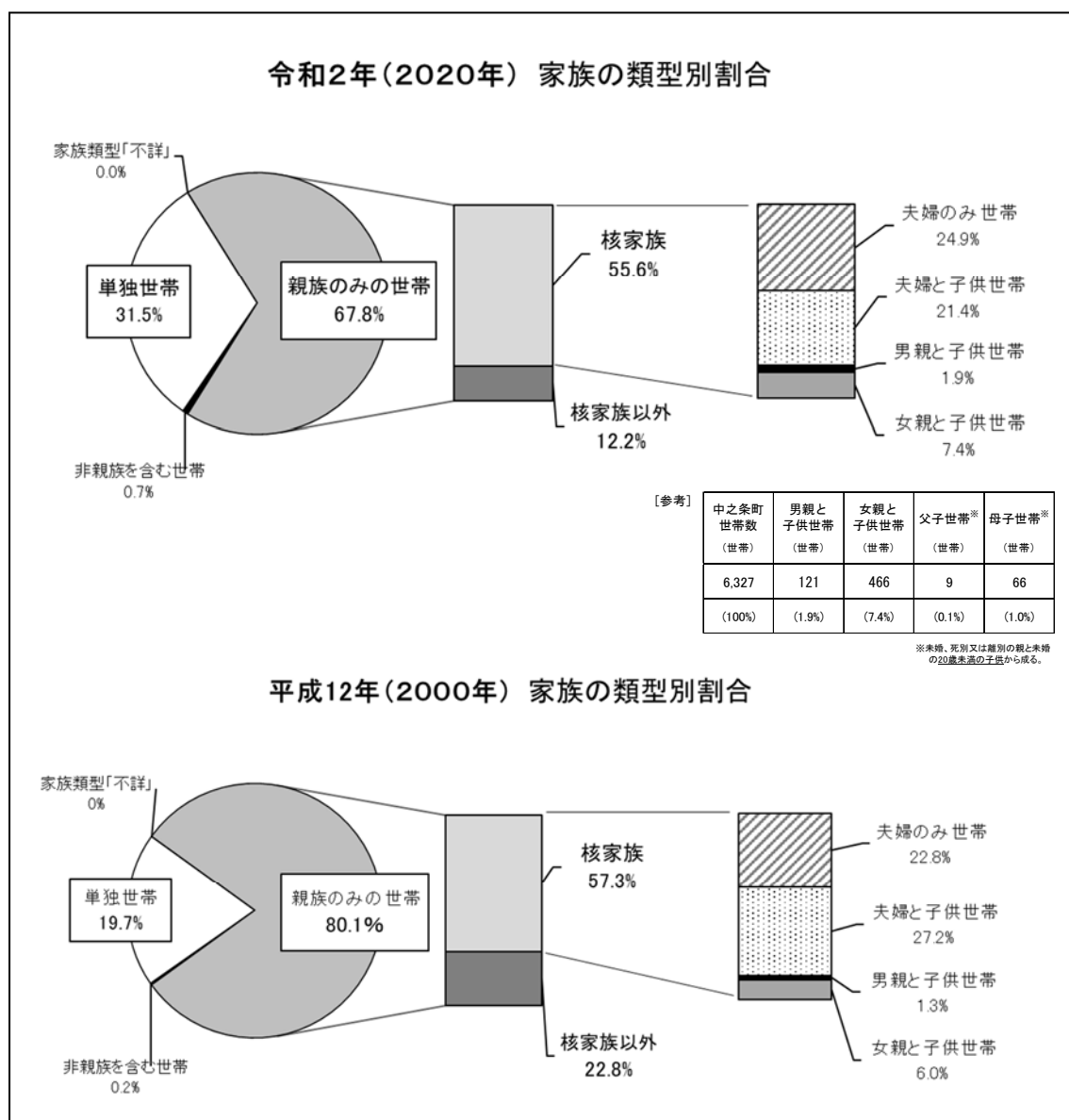
(9) 世帯における家族類型の変化

家族の類型について令和2年（2020年）と平成12年（2000年）を比較しました。

まず、単独世帯（主に一人暮らし）が約12%増加し、親族のみの世帯が約12%減少していることがわかります。親族のみの世帯について、核家族の状況を見ると57.3%から55.6%に減少しています。

さらに核家族の内訳をみると、夫婦と子供世帯は27.2%から21.4%に減少し、男親又は女親と子供世帯は1.3%から1.9%に微増しています。

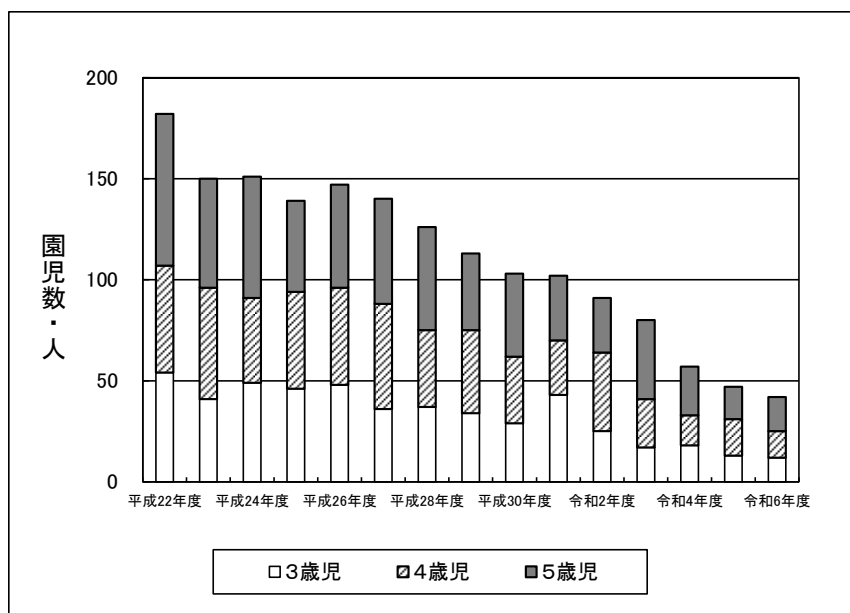
つまり、中之条町は概して一人暮らしが約3割、夫婦のみ世帯が2.5割、ファミリー世帯が2割、ひとり親世帯が約1割になっており、こどもがいる世帯の割合が低くなっていることを認識する必要があります。



資料：「国勢調査」（総務省）

(10) 幼稚園の状況

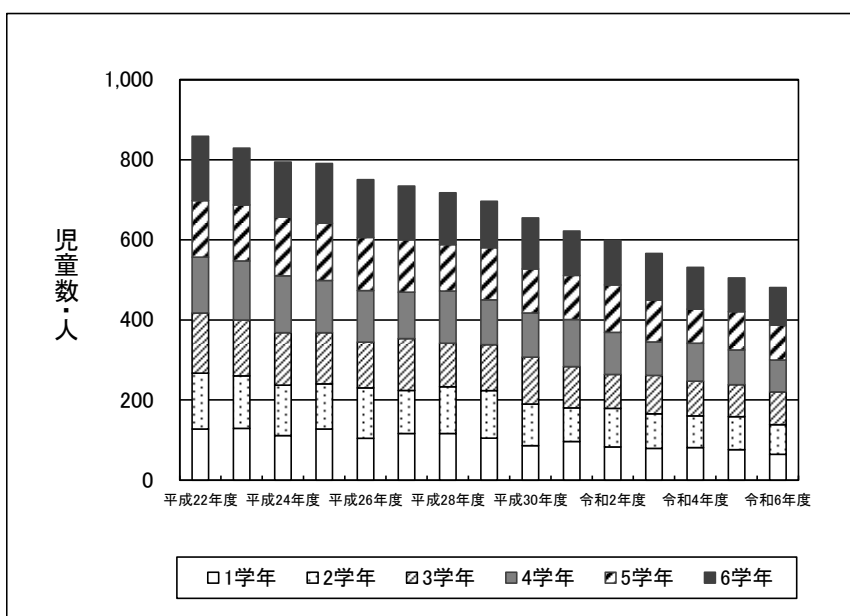
幼稚園における園児数は、経年的に減少して令和6年度に42人になっています。



資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(11) 小学校の状況

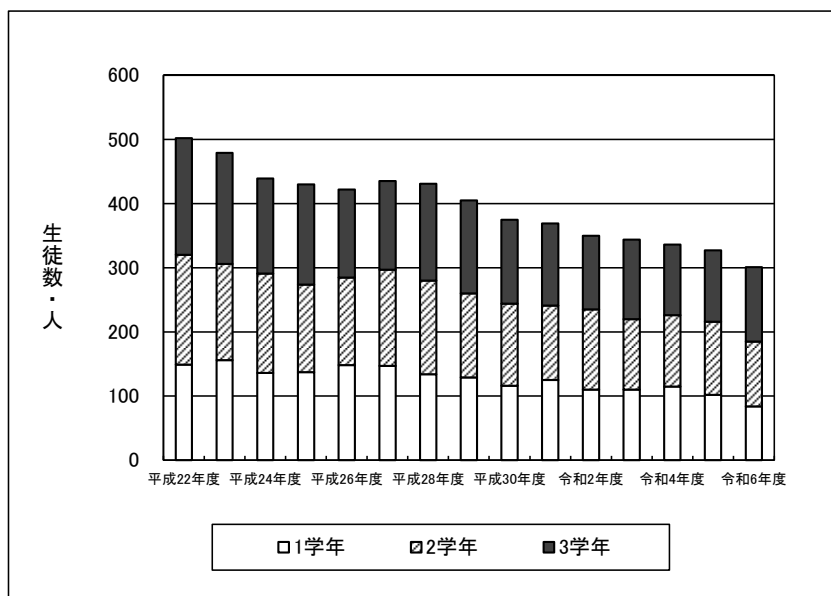
小学校における児童数は、経年的に減少して令和6年度に481人になっています。



資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(12) 中学校の状況

中学校における生徒数は、経年的に減少して令和6年度に301人になっています。

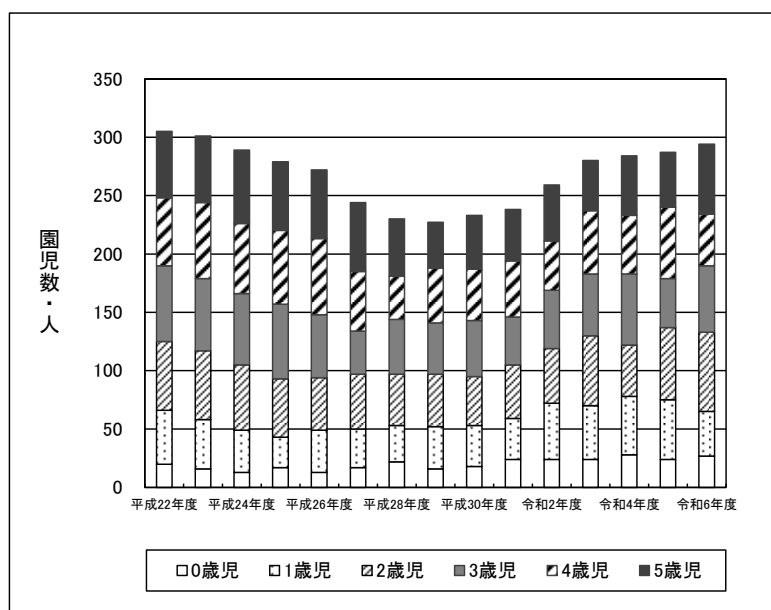


資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(13) 保育所の状況

保育所における園児数は、平成29年度まで減少し、その後増加に転じ令和6年度に294人になっています。

年齢別にみると、バラつきがある中、ほぼ横ばいになっていますが、0歳児が横ばいから微増しています。



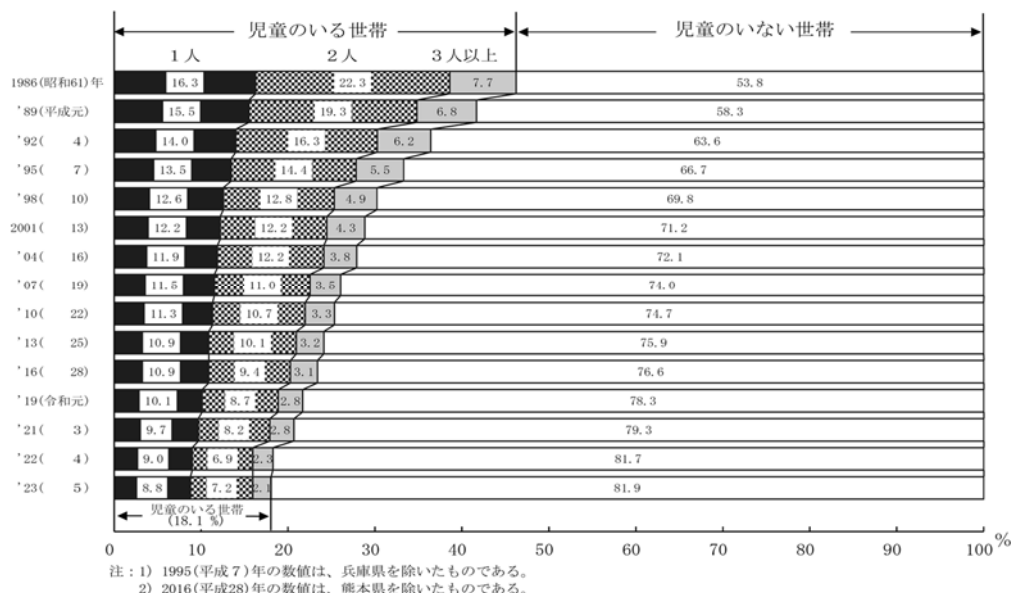
資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(14) 国の調査

① 児童のいる世帯

児童のいる世帯は、昭和61年（1986年）には全世帯の概ね1/2でしたが、令和5年（2023年）には全世帯の概ね1/5になっています。

図6 児童の有（児童数）無の年次推移

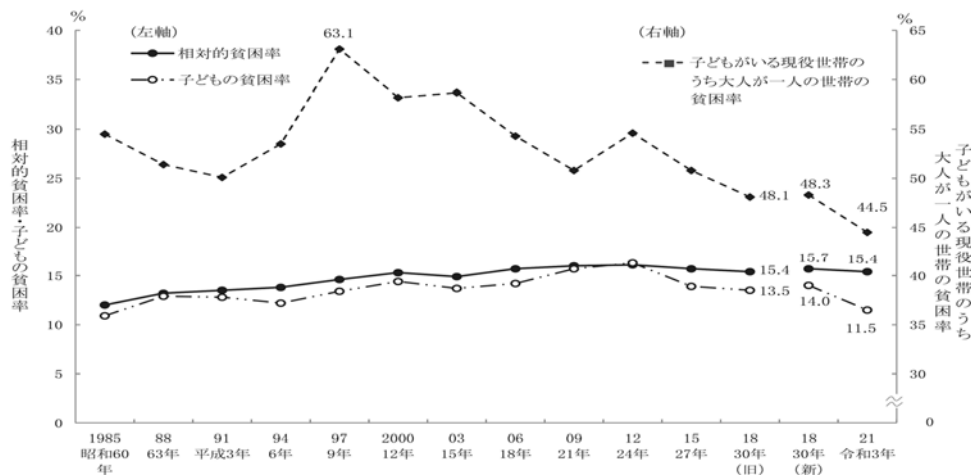


② 貧困率の年次推移

令和3年に相対的貧困率（貧困線*に満たない世帯員割合）は15.4%、こどもの貧困率（17歳以下）は11.5%になっています。

これをこどもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）についてみると10.6%で、うち大人が一人の世帯員では44.5%になります。

図13 貧困率の年次推移



注：1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
4) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
5) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
6) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
7) 2021（令和3）年からは、新基準の数値である。

資料：「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」

*「貧困線」：2021（令和3）年の貧困線は、等価可処分所得の中央値の半分で127万円。

資料4 ニーズ調査から見る状況

(1) 調査概要

■調査対象：町内在住の未就学児童及び小学校児童（全世帯）

■調査方法：対象者に郵送及び手渡しによる配布、回収

■発送日：令和6年2月13日

■回収日：令和6年3月5日

■回収率：



種類	対象者	配布数・票	回収数・票	回収率・%
A	未就学児童の保護者 （全世帯）	321	201	62.6%
B	小学校児童の保護者 及び本人 （全世帯）	387	224	57.9%
	2種類計	708	425	60.0%

※ここに示す回収数は、回収期限である3月5日からさらに1週間（3月12日）まで待った上で、集計に反映された票数である。

■調査票：未就学児童及び小学校児童を対象として2種類の調査票を用いました。

設問は、第2期調査票を基本とし、「こども大綱」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえつつ、中之条町独自の内容を加えています。

(2) 集計結果のポイント

① 用語

「今回」：「第3期 中之条町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」（令和6年2月）

「前回」：「第2期 中之条町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」（平成31年2月）

「前々回」：「中之条町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成25年度）

② 配偶関係

今回と前回は比較すると、10年間で大きな変化は生じていません。

ただし、今回の「小学生」について、「配偶者がいない」が約14%で「就学前」より割合が高くなっていることに留意する必要があります。

問5 配偶関係について教えてください。 [あてはまる番号1つに○]	前々回	前回	今回*1
配偶者がいる	—	89.7%	88.9%
配偶者がいない	—	9.6%	10.4%

*1 上表の「今回」は、未就学児童と小学生の合計。

※無記入の割合は表記していない。

■今回調査の整理

		就学前		小学生		合 計	
		回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
①	配偶者がいる	188	93.5%	190	84.8%	378	88.9%
②	配偶者がいない	13	6.5%	31	13.9%	44	10.4%
-	無記入	0	0.0%	3	1.3%	3	0.7%
計		201	100.0%	224	100.0%	425	100.0%

③ 子どもを預ける人の変化

全体的に前回と同様で、緊急時に祖父母等の割合が高くなっています。

社会問題の観点でみると、「いずれもない」の割合が微増しており、今回30人です。さらに、この30人について別集計で配偶関係をクロスすると「配偶者はいない」は小学生に3人います。この3人について、放課後や長期休暇の対応が求められる可能性があります。

問 9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・ 知人はいますか？ 〔あてはまる番号すべてに○〕	前々回	前 回	今 回*1
1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	37.2%	37.7%	37.9%
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	48.9%	48.9%	48.6%
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	1.3%	1.2%	1.0%
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	7.2%	6.2%	5.8%
5. いずれもない	4.4%	5.9%	6.2%

*1 上表の「今回」は、未就学児童と小学生の合計。

※無記入の割合は表記していない。

■ 今回調査の整理

		就学前		小学生		合 計	
		回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
①	日常的に親族に	81	35.7%	103	39.7%	184	37.9%
②	緊急時に親族に	119	52.4%	117	45.2%	236	48.5%
③	日常的に知人に	2	0.9%	3	1.2%	5	1.0%
④	緊急時に知人に	11	4.8%	17	6.5%	28	5.8%
⑤	いない	14	6.2%	16	6.2%	30	6.2%
-	無記入	0	0.0%	3	1.2%	3	0.6%
計		227	100.0%	259	100.0%	486	100.0%

④ 母親の就労状況の変化

母親が就労している割合は、経年的に増加して約77%です。これに「育休中である」（下表②及び④）の合計9.9%を加算すると、85%超が就労していることがわかります。

このことが、保育所のニーズが高まっている要因の一つとして考えられます。

問 1 2 (1) 母親 保護者の現在の就労状況 (自営業、家族従事者を含む)をうかがいます。 [あてはまる番号1つに○]	前々回	前 回	今 回 ^{*1}
就労している ^{*2}	53.0%	62.2%	77.2%
就労していない	47.0%	36.4%	21.9%

*1 上表の「今回」は、未就学児童と小学生の合計。

*2 「就労している」は、下表の①及び③の合計。

※無記入の割合は表記していない。

■ 今回調査の整理

		就学前		小学生		合 計	
		回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
①	フルタイム 育休中でない	67	33.3%	109	48.7%	176	41.4%
②	フルタイム 育休中である	25	12.5%	5	2.2%	30	7.1%
③	パート 育休中でない	70	34.8%	82	36.6%	152	35.8%
④	パート 育休中である	11	5.5%	1	0.4%	12	2.8%
⑤	就労していない	28	13.9%	22	9.8%	50	11.8%
⑥	就労したことがない	0	0.0%	1	0.5%	1	0.2%
-	無記入	0	0.0%	4	1.8%	4	0.9%
計		201	100.0%	224	100.0%	425	100.0%

⑤ 保育サービスの利用割合の変化

全体的に前回と同様に約80%の人が「定期的な教育・保育サービス」を利用しており、微増傾向です。

問 1 5 宛名のお子さんは現在、幼稚園や 保育所等の「定期的な教育・保育 の事業」を利用されていますか？ 〔あてはまる番号 <u>1つ</u> に○〕	前々回	前 回	今 回
1. 利用している	77.9%	79.0%	79.6%
2. 利用していない	21.8%	20.3%	19.4%
無回答	0.3%	0.7%	1.0%

⑥ 平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業の変化

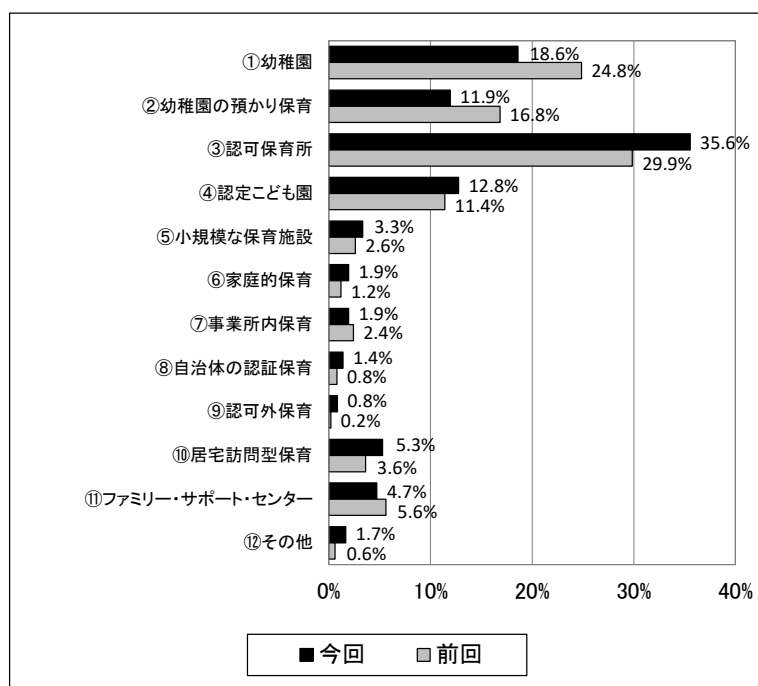
今回の調査では、「認可保育所」が5.7%増加し、「幼稚園」が6.2%、「幼稚園の預かり保育」が4.9%減少していることが特徴的です。

実際に利用者数のデータも「幼稚園」が減少し、「保育所」が増加していることから、この変化を政策や事業に加味する必要があります。

問 1 6

現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、定期的に利用したいと考える事業をお答えください。

〔あてはまる番号すべてに○〕



⑦ 事業認知度の変化〔未就学児のみ〕

「はい」の割合が高いのは「中之条町子育て支援センター」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が90%を超えています。

「はい」の割合が低く、前回より低下しているのは「家庭教育に関する学級・講座」です。

経年的に割合が高くなっているのは、「子育ての総合相談窓口」が30%以上増加し、「中之条町子育て支援センター」及び「町発行の子育て支援情報リーフレット・モバイル」も増加しています。

子育てに対する社会的な関心度が高まりに合わせて、相談窓口の認知度が高まったり、全般的に事業の認知度が高まっていることは好ましい状況です。

問 1 9 下記事業で知っているものをお答えください。 【①～⑩の事業ごとに「はい」「いいえ」のいずれかに○】	前々回 「はい」 割合	前回 「はい」 割合	今回 「はい」 割合
①両親学級、育児学級	87.2%	87.5%	86.1%
②保健センターの情報・相談事業 (子育て世代包括支援センター含む)	78.5%	78.3%	86.9%
③家庭教育に関する学級・講座	38.9%	39.0%	27.5%
④教育相談センター・教育相談室	38.9%	36.0%	36.8%
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	87.5%	86.0%	91.0%
⑥子育ての総合相談窓口	44.2%	48.5%	78.0%
⑦町発行の子育て支援情報リーフレット、 子育て応援モバイルサービス	63.2%	70.2%	78.4%
⑧中之条町子育て支援センター	74.5%	84.2%	92.9%
⑨世代間交流館ゆびきり	76.6%	69.1%	75.8%
伊参交流館	43.6%	56.6%	—
⑩子育てひろばはっぴー	—	69.9%	79.5%

⑧ 事業認知度及び今後の利用希望〔小学生のみ〕

知っている割合が高いのは、「放課後児童クラブ（学童保育所）」、「放課後子ども教室」です。

今後利用したい割合が高いのは、「放課後子ども教室」、「町発行リーフレット、モバイル」及び「世代間交流館ゆびきり」の順になっています。

問 1 5 下記事業で知っているものをお答えください。〔①～⑪の事業ごとに「はい」「いいえ」のいずれかに○〕	A 知っている		C 今後利用したい	
	はい・人		はい・人	
①適応指導教室「虹」	90	40.7%	19	10.2%
②日本語サポート教室「未来」	51	23.0%	7	3.7%
③放課後子ども教室	183	86.3%	86	45.3%
④放課後児童クラブ（学童保育所）	203	93.1%	62	32.5%
⑤子ども食堂	83	37.7%	54	27.4%
⑥ファミリーサポートセンター	46	20.7%	36	18.8%
⑦ショートステイ	28	12.6%	9	4.7%
⑧トワイライトステイ	14	6.3%	8	4.1%
⑨子育ての相談窓口	137	61.7%	49	25.7%
⑩町発行リーフレット、モバイル	114	51.6%	77	39.9%
⑪世代間交流館ゆびきり	185	85.3%	77	39.7%

⑨ 幼稚園、保育所等の土日・祝日の利用希望の変化〔未就学児のみ〕

全体的にみると、「利用する必要はない」の割合が高くなっています。

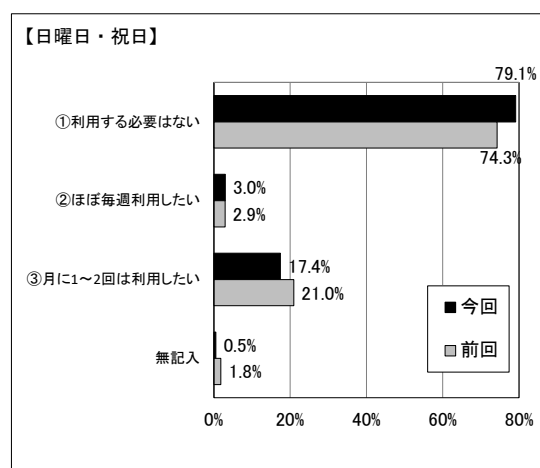
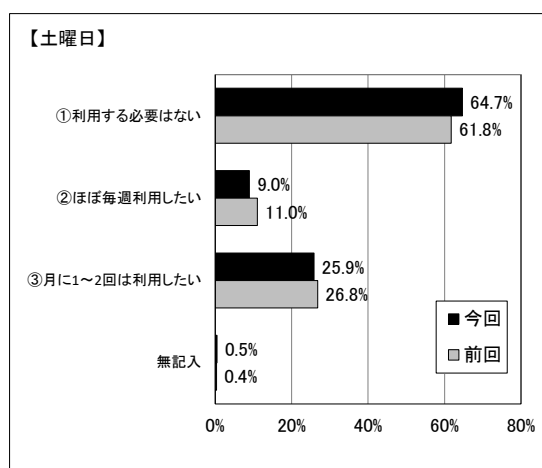
「月に1～2回利用したい」に着目すると、土曜日が日曜日より利用したい割合が高くなっています。

また、利用したい理由は、半数が”仕事”になっており、このニーズに合わせた施策や事業の必要性について検討する必要があります。

問 2 0

土曜日と日曜日・祝日に定期的な教育・保育の事業※の利用希望はありますか。
あてはまる番号1つに○をつけ、利用したい時間帯をご記入ください。
(一時的な利用は除きます)

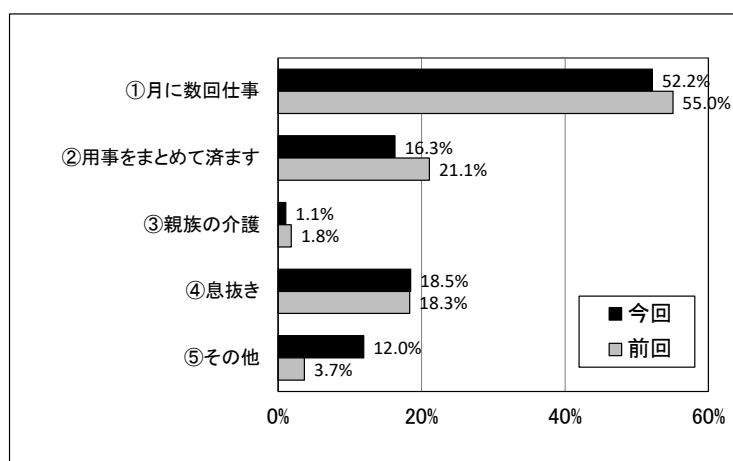
※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の事業を指し、親族・知人による預かりは含みません。



問 2 0 - 1

問 20 の (1) もしくは (2) で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。

〔あてはまる番号 すべて に○〕



⑩ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望の変化〔未就学児のみ〕

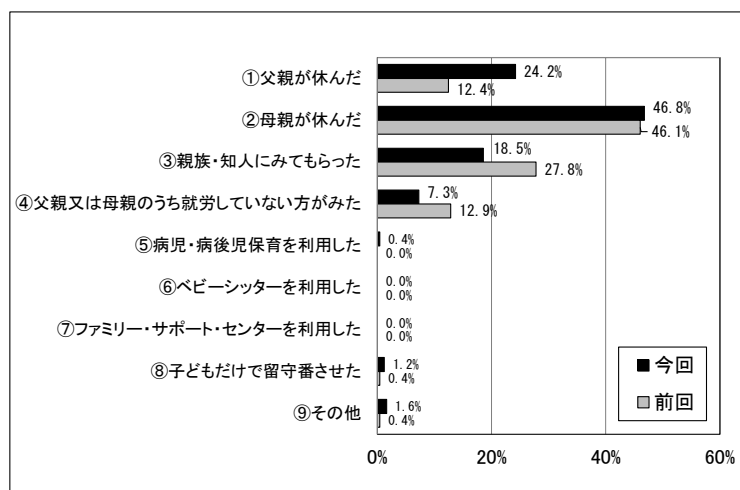
こどもが病気やケガで幼稚園や保育所等を利用できなかった人は約84%で、その対処は「母親が休んだ」が最も高いです。前回と比べると、「父親が休んだ」が約12%増加していることが特徴的です。

また、その際、病児・病後児のための保育施設は「利用したくない」が前回に比べて約15%減少し、「利用したい」が約17%増加しているため、ニーズの高まりがうかがえます。

さらにこどもを預ける施設は、「小児科併設施設」を望んでいます。

問 2 2 - 1 ※平日の教育・保育を利用する方のみ

お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる記号すべてに○をつけてください。

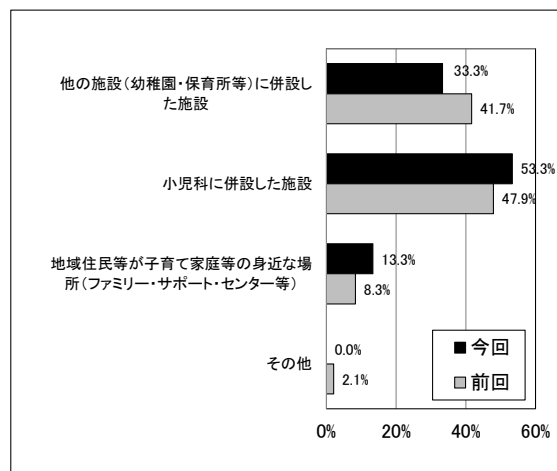
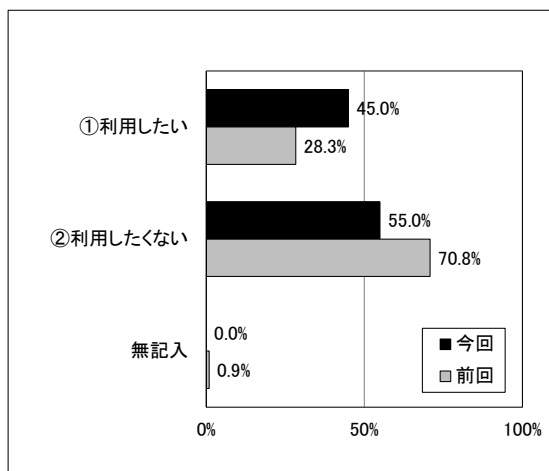


問 2 2 - 2

問 2 2 - 1 で「父親が休んだ」「母親が休んだ」に回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

問 2 2 - 3

問 2 2 - 2 で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。子どもを預ける場合、いずれの事業形態が望ましいですか。



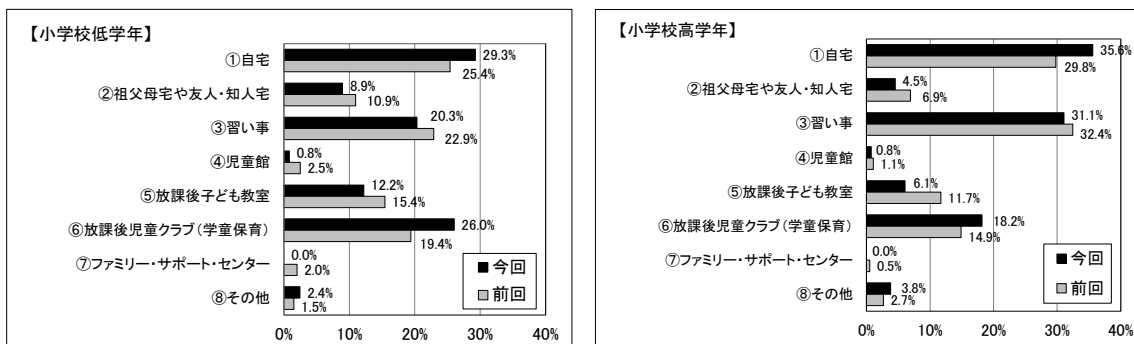
⑪ 土曜日と日曜日・祝日、長期休暇、放課後児童クラブ利用希望の変化

放課後の時間を過ごさせたい場所として、放課後児童クラブは、低学年では2番目、高学年では3番目です。ただし、土曜日と日曜日は「利用する必要はない」が最も高い割合です。

長期休暇期間は、「低学年の間は利用したい」及び「高学年になっても利用したい」が、「利用する必要はない」を上回りました。

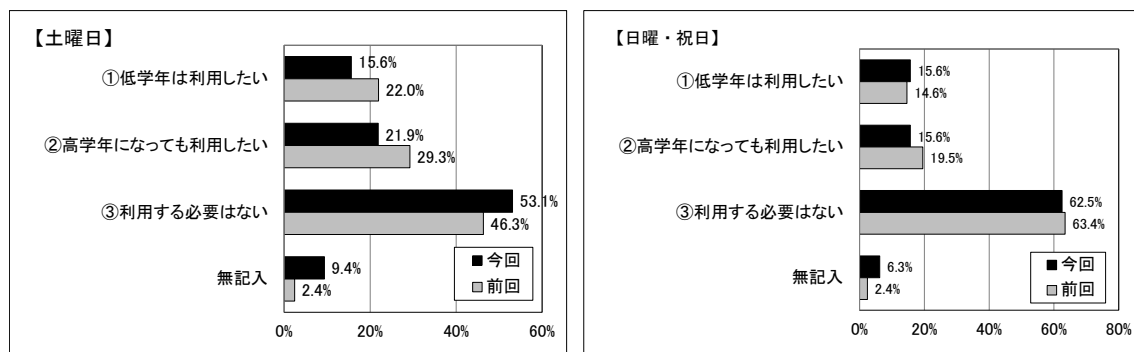
問 2 6 及び問 2 7 ※5歳以上のみ

お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）〔小学校高学年（4～6年生）になったら〕は、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



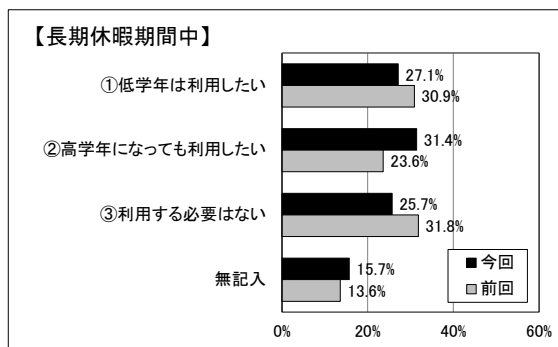
問 2 8 ※5歳以上のみ

問 2 6 又は問 2 7 で「6. 放課後児童クラブ（学童保育所）」に○をつけた方にうかがいます。お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけ、利用したい時間帯をご記入ください。



問 2 9 ※5歳以上のみ

お子さんの長期休暇期間中（夏休み・冬休みなど）の放課後児童クラブの利用希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけ、利用したい時間帯をご記入ください。



⑫ 短時間勤務制度を利用していない理由の変化〔未就学児のみ〕

母親についてみると、「取りにくい雰囲気があった」が約20%増加して最も高く、次いで「給与が減額される」が増加しています。

問30-8 母親 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。 〔あてはまる理由すべてに○〕	前々回	前回	今回
1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	25.6%	35.5%	55.6%
2. 仕事が忙しかった	17.6%	22.6%	11.1%
3. 短時間勤務にすると給与が減額される	6.8%	12.9%	22.2%
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる	0.0%	0.0%	0.0%
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した	0.0%	0.0%	0.0%
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、子どもをみてくれる人がいた	25.6%	6.5%	0.0%
7. 子育てや家事に専念するため退職した	12.2%	0.0%	0.0%
8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	0.0%	6.5%	0.0%
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった	8.1%	6.5%	0.0%
10. その他	4.1%	9.7%	11.1%

⑬ 現在の暮らしの状況の感じ方

未就学児について「苦しい」及び「大変苦しい」の合計をみると、「配偶者がいる」が22.9%に対して「配偶者はいない」が30.8%で高く、10人に3人は暮らしが苦しいと感じています。

小学生について「苦しい」及び「大変苦しい」の合計をみると、「配偶者がいる」が26.8%に対して「配偶者はいない」が45.2%で高く、10人に4～5人は暮らしが苦しいと感じています。

また、「大変ゆとりがある」及び「ゆとりがある」の合計をみると、「配偶者がいる」が8.5%に対して「配偶者はいない」が22.6%で高くなっています。

よって、未就学児は配偶者がいないと暮らしが苦しい割合が高まりますが、小学生はそうとはいえ、暮らしが二極化している状況がうかがえます。（一概に苦しいとはいえないということ）

問 3 1 [小学生は問 24] あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか？ [あてはまる番号1つに○]	未就学児		小学生	
	配偶者がいる	配偶者はいない	配偶者がいる	配偶者はいない
1. 大変ゆとりがある	1.1%	0.0%	1.1%	9.7%
2. ゆとりがある	4.8%	0.0%	7.4%	12.9%
3. ふつう	70.2%	69.2%	64.2%	32.3%
4. 苦しい	17.5%	23.1%	22.6%	35.4%
5. 大変苦しい	5.3%	7.7%	4.2%	9.7%
無記入	1.1%	0.0%	0.5%	0.0%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑭ 過去1年間に経済的な理由で料金未払いがあったか（未就学児）

未払いについては「あてはまるものはない」が約91%で最も高くなっています。

問34 あなたの世帯では、過去1年の間に以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありますか？ 〔あてはまる番号すべてに○〕	回答数	回答率
1. 電気料金	5	2.4%
2. ガス料金	7	3.4%
3. 水道料金	6	2.9%
4. あてはまるものはない	188	91.3%
計	206	100.0%

⑮ 過去1年間に経済的な理由で料金未払いがあったか（小学生）

未払いについては「あてはまるものはない」が約97%で最も高くなっています。

問27 あなたの世帯では、過去1年の間に以下の料金について、経済的な理由で未払いになったことがありますか？ 〔あてはまる番号すべてに○〕	回答数	回答率
1. 電気料金	3	1.3%
2. ガス料金	2	0.9%
3. 水道料金	2	0.9%
4. あてはまるものはない	218	96.9%
計	225	100.0%

⑩ 過去1年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料（嗜好品は含まない）を買えないことがあったか（未就学児）

食料を買えないことがあったかについて、「まったくない」が約84%で最も高く、「よくあった」～「まれにあった」は約15%になっています。

問 3 5 あなたの世帯で、過去1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料（嗜好品は含まない）を買えないことがありましたか？ 〔あてはまる番号1つに○〕	回答数	回答率
1. よくあった	5	2.5%
2. ときどきあった	15	7.4%
3. まれにあった	9	4.5%
4. まったくない	169	84.1%
無記入	3	1.5%
計	201	100.0%

⑪ 過去1年間にお金が足りなくて、家族が必要とする食料（嗜好品は含まない）を買えないことがあったか（小学生）

食料を買えないことがあったかについて、「まったくない」が約84%で最も高く、「よくあった」～「まれにあった」は約16%になっています。

問 2 8 あなたの世帯で、過去1年間、お金が足りなくて、家族が必要とする食料（嗜好品は含まない）を買えないことがありましたか？ 〔あてはまる番号1つに○〕	回答数	回答率
1. よくあった	4	1.8%
2. ときどきあった	10	4.5%
3. まれにあった	21	9.4%
4. まったくない	188	83.9%
無記入	1	0.4%
計	224	100.0%

⑮ お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度の変化

未就学児をみると、「満足度が高い」及び「やや満足」の合計が、32.7%から39.3%になっており、今回は前回に比べて満足度が6.6%増加しています。

小学生をみると、「満足度が高い」及び「やや満足」の合計が、26.8%になっています。小学生は未就学児に比べて満足度が低くなっています。

問 3 6 [小学生は問 29] お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度は？ [あてはまる番号1つに○]	未就学児		小学生	
	前 回	今 回	前 回	今 回
満足度が高い	3.3%	5.0%	—	5.4%
(やや満足)	29.4%	34.3%	—	21.4%
—	40.4%	35.8%	—	45.1%
(やや不満)	19.9%	19.4%	—	19.6%
満足度が低い	5.5%	3.0%	—	7.6%
無記入	1.5%	2.5%	—	0.9%

⑱ 学校が終わった後何をして遊ぶか（小学生。本人に直接質問）

小学生は何をして遊ぶかは、「家で兄弟や家族と」が約28%で最も高く、次いで、「家でひとりで」、「外で遊んでいる」の順になっています。

問 3 0 がっこう お 学校が終わった後、何をして遊ぶこと が多いですか？ [あてはまる番号すべてに○]	回答数	回答率
1. 外で遊んでいる	81	21.3%
2. スポーツ	42	11.1%
3. 家で兄弟や家族と	108	28.4%
4. 家でひとりで	82	21.6%
5. その他	32	8.4%
6. 遊ぶ時間はない	35	9.2%
計	380	100.0%

⑳ 家以外で遊ぶとき主にどこで遊ぶか（小学生。本人に直接質問）

小学生が家以外で遊ぶ場所は、「決まっていない」が約21%で最も高く、次いで、「ともだちの家」、「公園」の順になっています。

問 3 1 いえい が い あそ 家以外で遊ぶとき、主にどこで遊んで いますか？ [あてはまる番号1つに○]	回答数	回答率
1. 学校	35	15.6%
2. ともだちの家	42	18.8%
3. 公園	37	16.5%
4. 学童保育所	29	13.0%
5. 放課後子ども教室	4	1.8%
6. 世代間交流館ゆびきり	2	0.9%
7. その他	22	9.8%
8. 決まっていない	48	21.4%
無記入	5	2.2%
計	224	100.0%

②① 近くに遊び場がどれくらいあるか（小学生。本人に直接質問）

小学生の住んでいる近くに遊び場がどれくらいあるかは、「少ない」が約70%で最も高く、次いで、「どちらともいえない」が約20%になっています。

問 3 2 住 す んでいる近 ちか くに遊 あそ び場 ば がどれくらいあります か ? [あてはまる番号1つに○]	回答数	回答率
1. 多い	21	9.4%
2. どちらともいえない	44	19.6%
3. 公園などはあるが遊べない	6	2.7%
4. 少ない	152	67.9%
無記入	1	0.4%
計	224	100.0%

②② あったら良いと思う遊び場（小学生。本人に直接質問）

小学生の家の近くにあったらよいと思う遊び場は、「放課後自由に遊べる場所」が約19%で最も高く、次いで、「ジャングルジム、ブランコ」、「ボール遊び」、「本を読める場所」の順になっています。

問 3 3 家 いえ の近 ちか くにあたら おも いと思 あそ う遊 ば び場 ば などはあります か ? [あてはまる番号1つに○]	回答数	回答率
1. ジャングルジム、ブランコ	126	17.4%
2. サークル、クラブ活動	39	5.4%
3. ボール遊び	118	16.3%
4. スケートボード、カスターボード	50	6.9%
5. 放課後自由に遊べる場所	134	18.6%
6. 本を読める場所	72	10.0%
7. 先生や人がいる場所	70	9.7%
8. 学年が違う友達と交流できる場所	53	7.3%
9. 自分の悩みを聞いて相談	29	4.0%
10. その他	16	2.2%
11. とくにない	16	2.2%
計	723	100.0%

中之条町役場 住民福祉課 少子化・子育て対策係

〒377-0494

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話：0279-75-2111 FAX：0279-75-6562

shoshikakosodate@town.nakanojo.gunma.jp